

行政機関等個人情報保護法

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (行政機関法)
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (独立行政法人等法)

2017年7月

総務省行政管理局

1. 対象機関

2017年4月現在

《行政機関法》》

全ての国の行政機関（会計検査院を含む）
※立法府（国会）及び司法府（裁判所）には適用されない。

《独立行政法人等法》》

192機関

- 87 独立行政法人
- 86 国立大学法人
- 4 大学共同利用機関法人
- 9 特殊法人（例：日本年金機構）
- 4 認可法人（例：日本銀行）
- 1 その他の法人

2. 個人情報保護法制のポイント

第1条 (目的)

この法律は、行政機関において個人情報を利用して個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

- **利用目的の特定**
→ 利用目的をできるだけ特定。利用目的の達成に必要な範囲を超えての保有を制限
- **利用及び提供の制限**
→ 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための利用・提供を制限
※本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、本人の同意又は社会公共の利益がある場合は、利用・提供は可能。
- **正確性の確保**
→ 利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保つように努める義務
- **本人関与の仕組み**
→ 本人から求めがあった場合の開示、訂正、利用停止の措置
- **適切な管理**
→ 保有している個人情報の漏えいの防止等のために必要な措置を講ずる義務
※各行政機関では、保護管理規程を定め、監査・点検、教育研修等を実施

4. 「個人情報」とは

- 個人情報**：① 生存する個人に関する情報であって
②-1 氏名、生年月日等により**特定の個人を識別することができるもの**
(他の情報と照合でき、それにより識別できることとなるものを含む。)

(注) 個人に関する情報：内心の状況(信教など)、心身の状況(病歴など)、

身分関係(氏名、住所、家族関係など)

社会経済活動(学歴、職業、資格、勤務先、所得額など)

識別情報(例：氏名等)と**属性情報**(例：所得額等)からなるひとまとまりの情報
②-2 個人識別符号が含まれるもの

組織的に
保有

検索できるように
体系的に構築

電子計算機を用いて検索できる
ように体系的に構築

保有個人情報：(情報公開法に規定する)行政文書に記録されている個人情報

個人情報ファイル：保有個人情報を体系的に構成したものの

電算処理ファイル：電子計算機を用いて検索できる

総務大臣への事前通知

個人情報ファイル簿の作成・公表

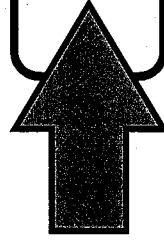
正確性の確保、安全確保措置、利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止

利用目的の特定、保有制限、利用目的の明示、従事者の義務、苦情の処理等

5. 「利用目的」の特定等

◆ 「利用目的」の特定（法3条）

- ◎ 「利用目的」をできる限り具体的・個別的に特定
（法令の定める所掌事務の遂行に必要な範囲内）
- ◎ 「利用目的」の達成に必要な範囲での保有
- ◎ 「利用目的」の変更は、変更前の「利用目的」と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内



不必要な取得の禁止、必要最小限の保有

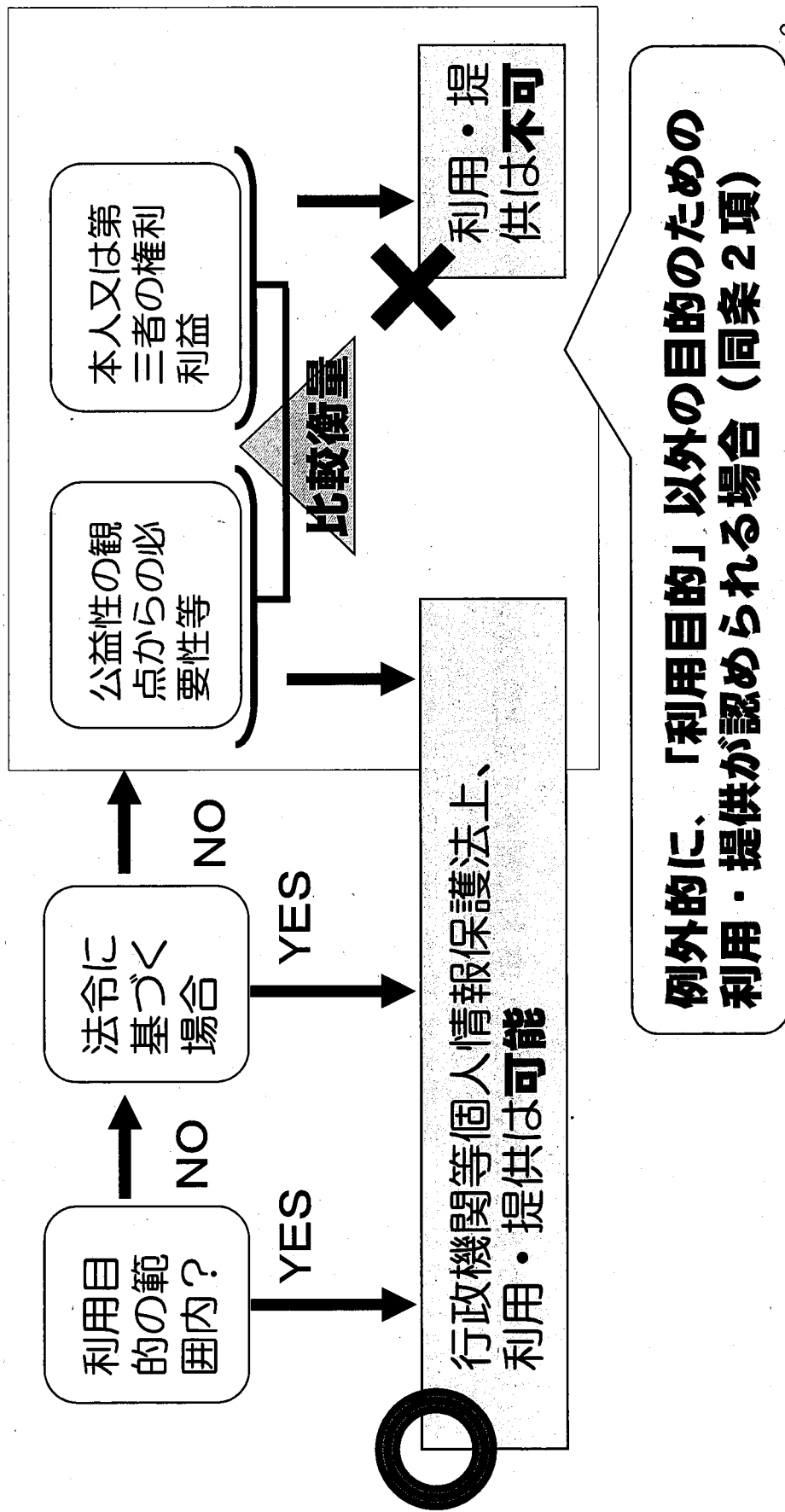
◆ 「利用目的」の明示（法4条）

- ◎ 本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示

6. 利用及び提供の制限

◆ 法令に基づく場合を除き「利用目的」以外の目的のための利用・提供を制限(法8条1項)

- ※ 原則は禁止
- ※ 法令に基づく場合 → 利用・提供の実施は法令の趣旨に沿って判断
- (例) 国会法104条に基づく報告要求、刑事訴訟法197条2項に基づく捜査事項照会など



7. 利用及び提供の制限

◆「利用目的」以外の目的のための利用・提供が認められる場合（同条2項）

※ 個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提に、以下の場合には目的外的利用・提供が可能

- ① 本人の同意があるとき、または、本人に提供するとき(本人同意は口頭でも可能)
- ② 行政機関が保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて「相当な理由」があるとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等への目的外提供で、提供を受ける者が利用することについて「相当な理由」があるとき

※ 「相当な理由」→社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるかどうか個別に判断

- ④ 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等以外の者への目的外提供で、
 - a) 専ら統計作成や学術研究目的のとき
 - b) 本人以外の者への提供が明らかに本人の利益になるとき
 - c) 提供することについて「特別の理由」があるとき

※ 「特別な理由」→ 提供しようとする個人情報の内容や性質、提供することの公益性などを考慮して判断。例えば、提供することについて行政機関に提供する場合と同程度の公益性があるかなどについて検討

8. 本人関与の仕組み

開示請求権 (12条)

何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる。

訂正請求権 (27条)

何人も、保有個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できる。

利用停止請求権 (36条)

何人も、保有個人情報を不適法に取得、保有、利用・提供されていると思うときは、利用停止（利用・提供の停止、消去）を請求できる。

保有個人情報の開示 (14条)

不開示情報※を除き、開示（部分開示を含む）義務

※本人又は第三者の生命、健康、財産等を害するおそれがある情報等

保有個人情報の内容の訂正・追加・削除 (29条)

請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正義務

保有個人情報の利用・提供の停止、消去 (38条)

請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止義務

求め

1. 請求は、書面又はオンラインで行う。その際には、本人確認が必要。
2. 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することが可能。
3. 開示請求には、手数料が必要。情報公開法と異なり、開示実施手数料の制度はない。

不服申立てについての情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務 (42条)

開示、訂正、利用停止等の決定に対する不服申立てを受けた行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

→ 第三者的な機関による調査審議・答申を受けて、行政不服審査法に基づき裁決・決定を行う。 8

9. 不開示情報

- (1) 個人に関する情報
(14条1号及び2号)
- (2) 法人その他の団体に関する情報
(14条3号)
- (3) 国の安全、他国との信頼関係等に関する情報
(14条4号)
- (4) 公共の安全と秩序の維持に関する情報
(14条5号)
- (5) 審議、検討又は協議に関する情報
(14条6号)
- (6) 公共団体等による事務又は事業に関する情報
(14条7号)

10. 個人情報の管理

- ◆保有個人情報の漏えい等の防止等のために必要な措置を講じる義務（法6条）
- ◆個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員等が、業務に関して知り得た個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することを禁止（法7条）



◆指針（ガイドライン）の策定

- ・行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針
（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）

その内容は、

- 個人情報の管理体制の整備
 - 保有個人情報の取扱い
 - 安全確保上の問題への対応
- 等に係る最低限の措置を示したもの



すべての行政機関で指針を参考に保護管理規程を整備し、適切な管理のために必要な措置を実施。

11. 罰則の概要

	主体	対象情報	行為	法定刑
第53条	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の職員又は職員であった者 受託業務に従事している者又は従事していた者 	<p>個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル（複製又は加工したものを含む）</p>	<p>正当な理由がないのに提供</p>	<p>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p>
第54条	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の職員又は職員であった者 受託業務に従事している者又は従事していた者 	<p>業務に関して知り得た保有個人情報</p>	<p>不正な利益を図る目的で提供又は盗用</p>	<p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>
第55条 (独法52条)	<p>行政機関の職員</p>	<p>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録</p>	<p>職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集</p>	<p>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>

国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度のあらまし

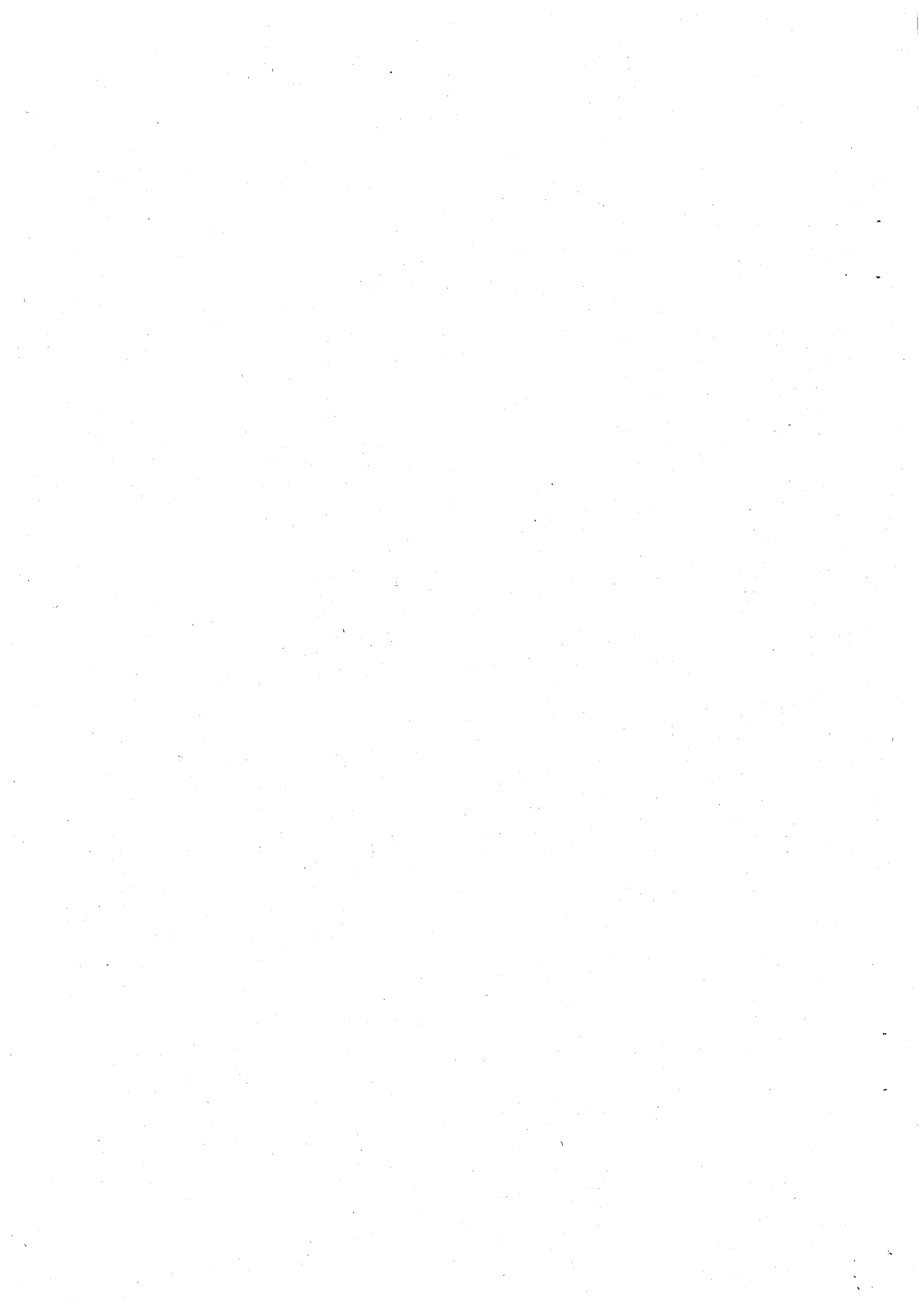
1. 行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の改正

1. 背景

- ▶ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）の活用を適切に促進していくことは、官民を通じた重要な課題となっています。
- ▶ 個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進していくため、民間事業者による個人情報等の取扱いを規律する改正個人情報保護法が成立しました（平成27年9月）。
- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等の保有する個人情報についても、パーソナルデータの利活用に資するよう適切に規律する改正行政機関個人情報保護法及び改正独立行政法人等個人情報保護法が成立しました（平成28年5月）。

2. 国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度の導入

- ▶ 改正個人情報保護法では、民間事業者により、個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を変元することができないようにする「匿名加工情報」の制度が導入されました。
- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等についても、これが保有する個人情報を特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を変元できないようにする「非識別加工情報」の制度が導入され、これを民間事業者に提供することとしたものです。
- ▶ 非識別加工情報が民間事業者に提供された場合、非識別加工情報取扱事業者として、行政機関個人情報保護法又は独立行政法人等個人情報保護法により規律されるとともに、当該事業者は非識別加工情報を個人情報保護法の匿名加工情報として取り扱うこととなるため、併せて、匿名加工情報取扱事業者として個人情報保護法により規律されることとなります。



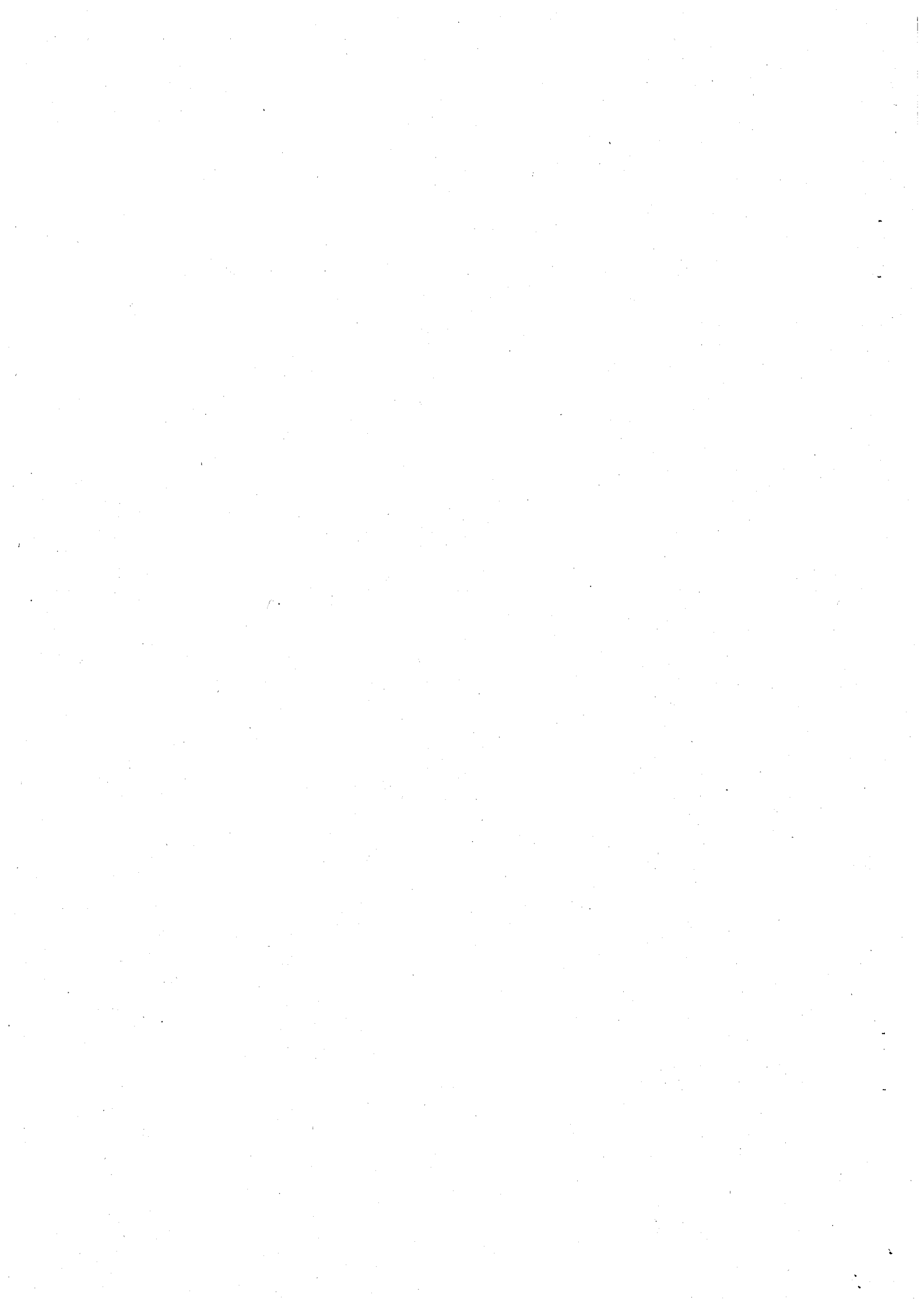
2. 事業者に課される規律

■ 匿名加工情報取扱事業者としての規律

区分	規律の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 匿名加工情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目・提供方法を公表しなければなりません。 ▶ 匿名加工情報を提供する第三者に対して、その情報が匿名加工情報である旨を明示しなければなりません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 識別行為の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 匿名加工情報について、削除された記述等及び個人識別符号若しくは加工の方法を取得し、又は他の情報と照合することは禁止されています。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理措置義務（努力義務） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 匿名加工情報について講じた安全管理措置・苦情処理等の内容を公表するよう努めなければなりません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報保護委員会の監視・監督 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告・命令の監督を受けることとなります。

■ 非識別加工情報取扱事業者としての規律

区分	規律の内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全管理措置の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 漏えいの防止等非識別加工情報（匿名加工情報）を適切に管理するために講ずると提案した安全管理措置を遵守しなければなりません。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用契約の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の行政機関・独立行政法人等との間で締結した利用契約を遵守しなければなりません。 ▶ なお、利用契約に違反した場合は契約が解除され、一定期間、提案者となることができません（欠格事由に該当することとなります）。



3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ

- ・毎年度1回以上、30日以上期間を定めて、提案の募集を行います。
- ・提案の募集前に、国の行政機関・独立行政法人等のウェブ等で募集要綱を公示します。
- ・提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手できます。

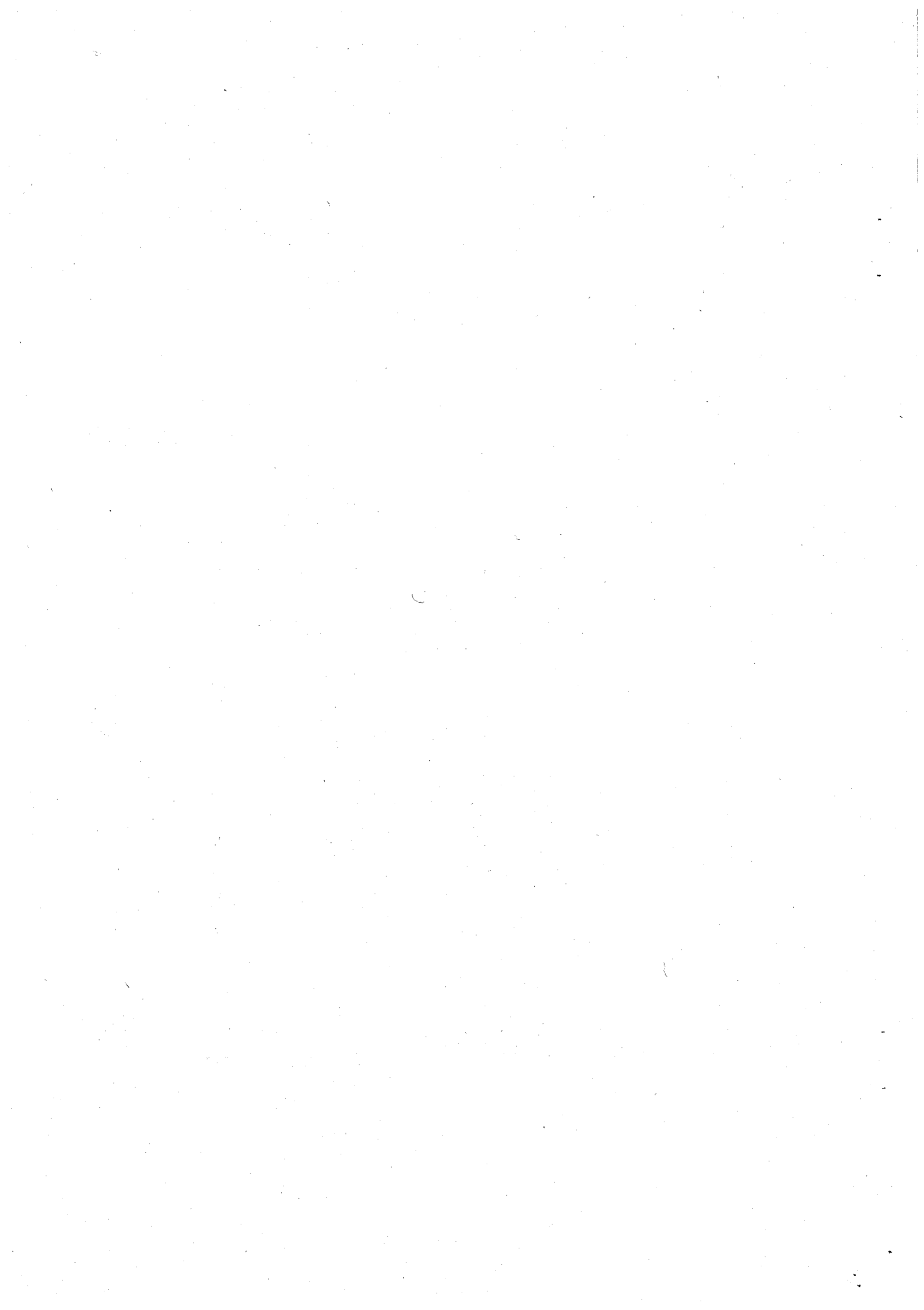
- ・非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人問わず、提案できます。
- ・未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから2年を経過しない者等の一定の欠格事由に該当する者は提案できません。
- ・提案前に相談もできます。

- ① 欠格事由の該当の有無
- ② 一定の加工基準に合致
- ③ 事業が新産業の創出等に資すること
- ④ 漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等、審査基準に適合しているかどうかを審査します。
- ・審査結果は個別に通知します。

- ・審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封します。
- ・手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入・提出することにより契約することができます。

- ・契約の締結後、国の行政機関・独立行政法人等非識別加工情報を作成・提供します。
- ・利用目的の範囲で事業の用に供することができます。

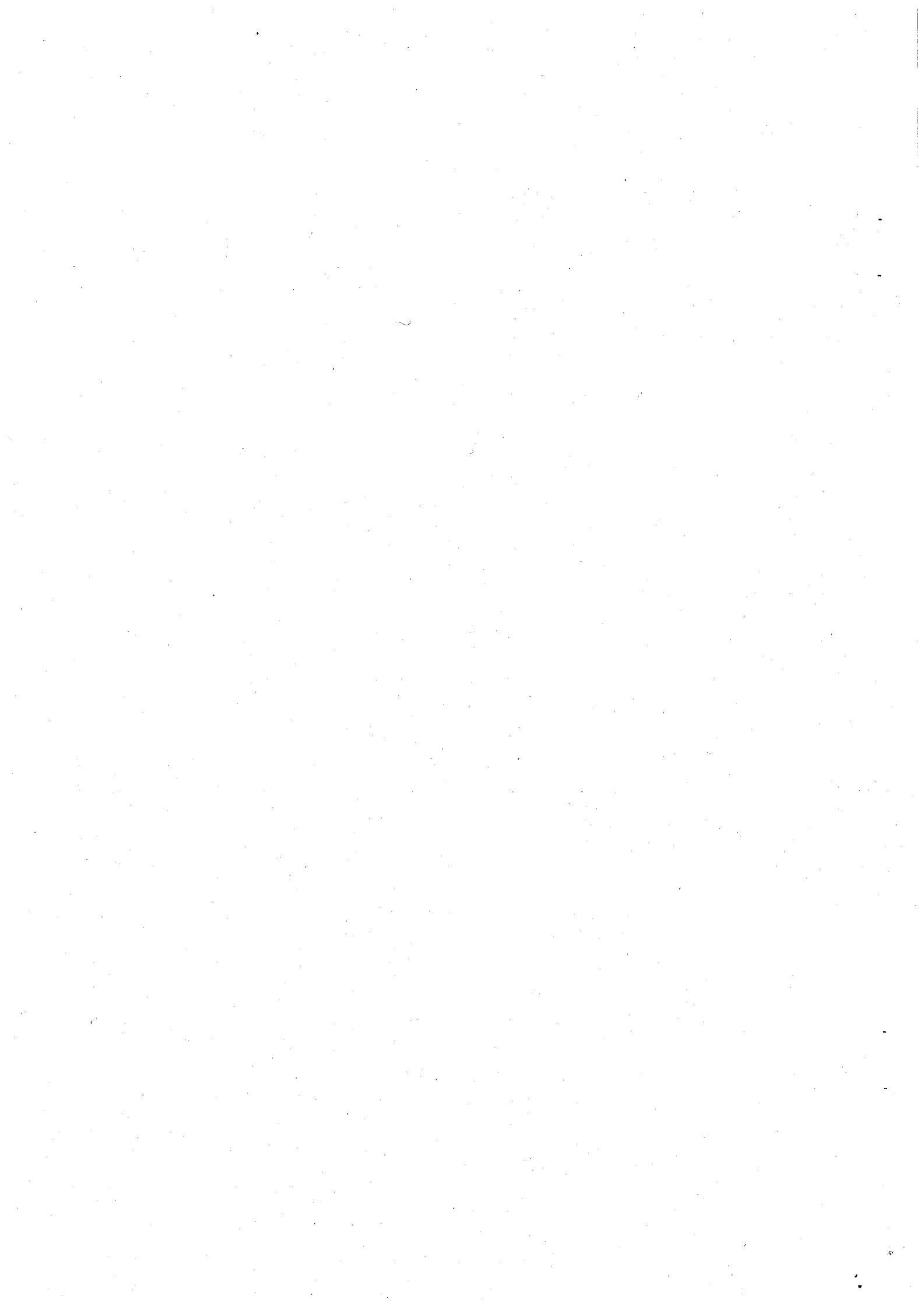




4. 個人情報ファイル簿

- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等の保有している個人情報ファイルのあらましを記載したものが「個人情報ファイル簿」であり、ウェブ等で公表されています。
- ▶ 非識別加工情報の募集をする個人情報ファイルである旨が記載されている個人情報ファイル簿が提案の募集対象となります。

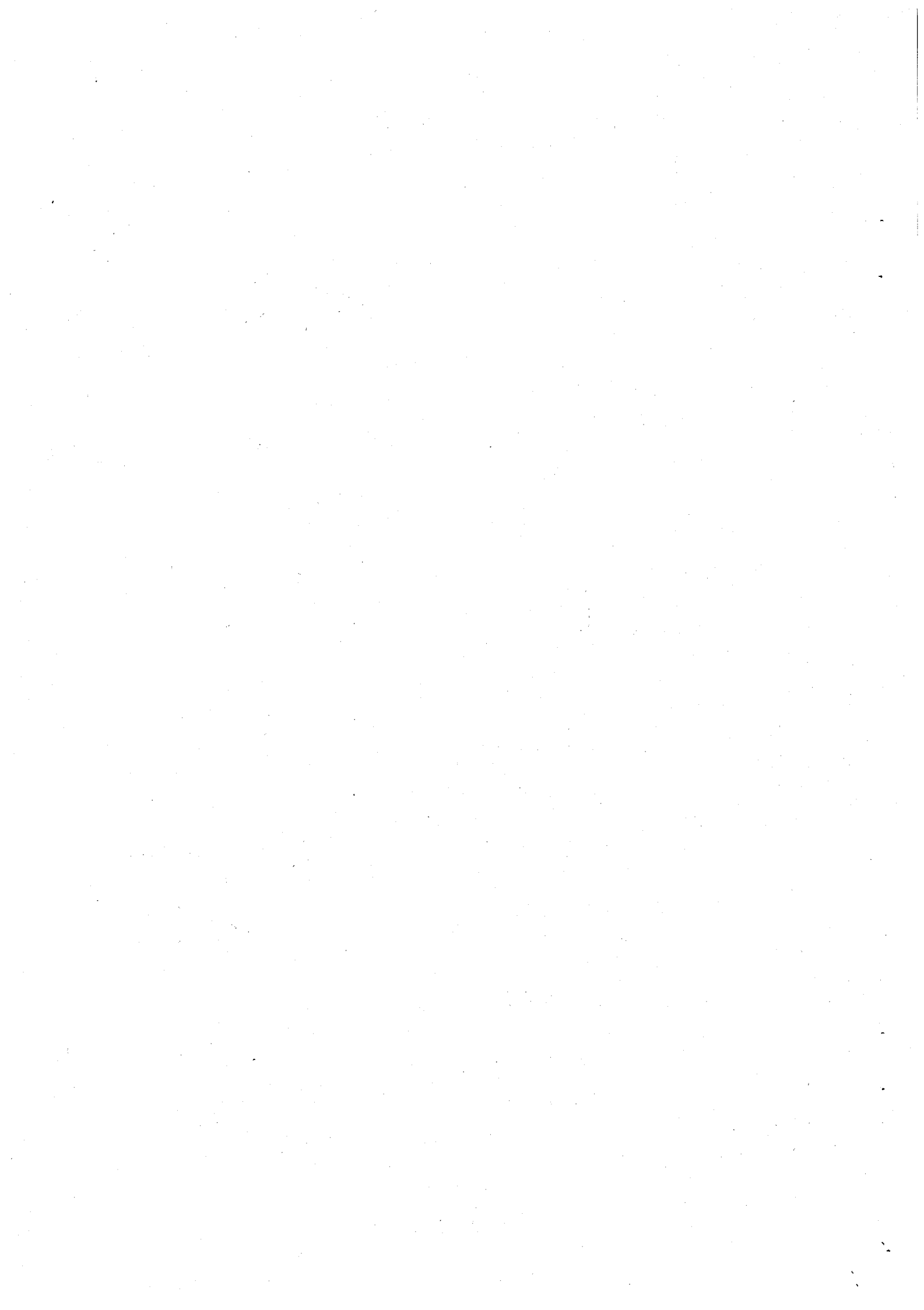
個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル
行政機関の名称	〇〇省
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 合格の別、9 合格順位、10 得点
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成〇〇年度以降）
記録情報の収集方法	〇〇から〇〇により収集した。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
個人情報ファイル簿に記載しない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号（マニユアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出が与えられる旨	無
行政機関非識別加工情報の概要	-
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	



個人情報保護法の改正について

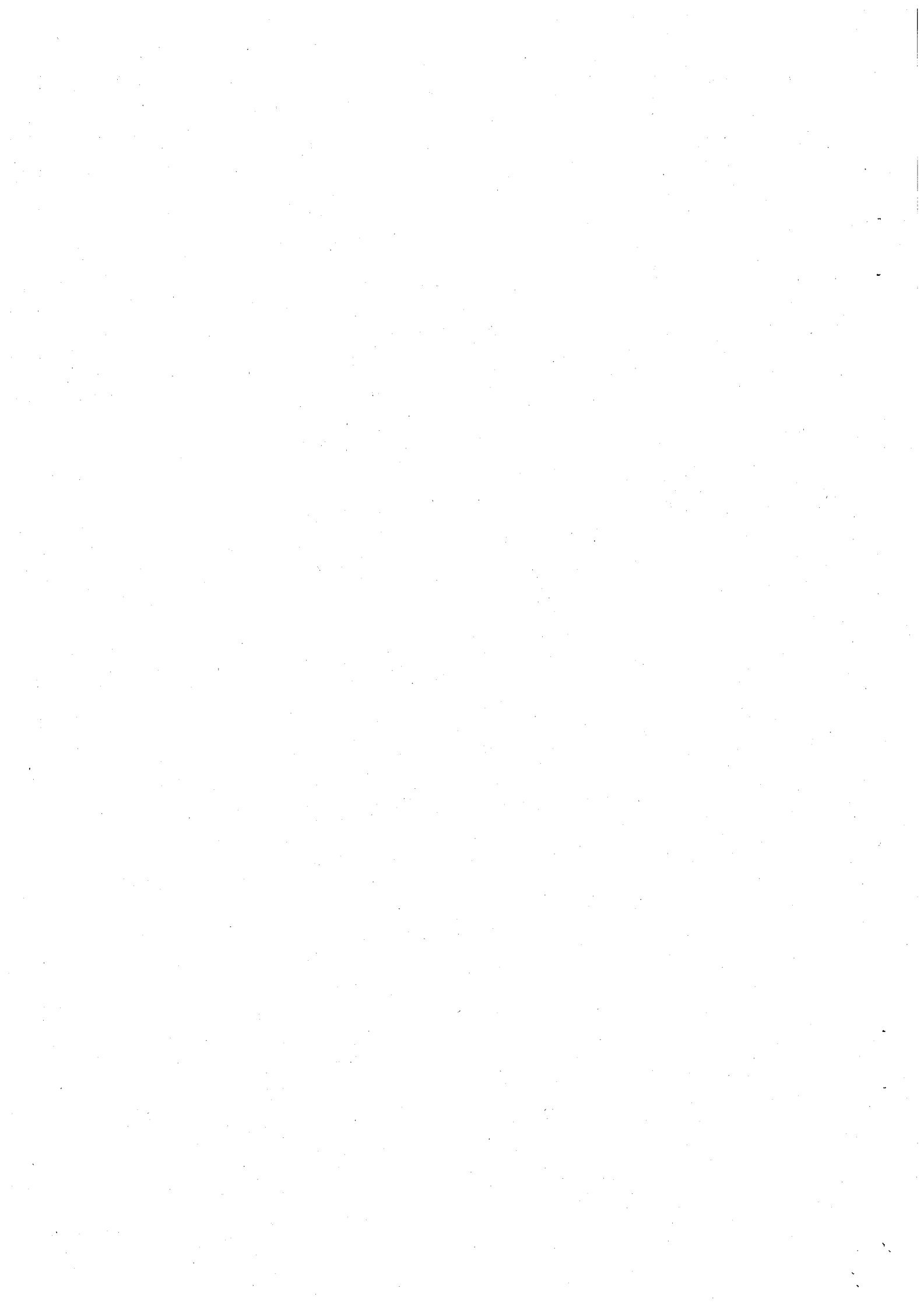
平成29年7月

個人情報保護委員会事務局



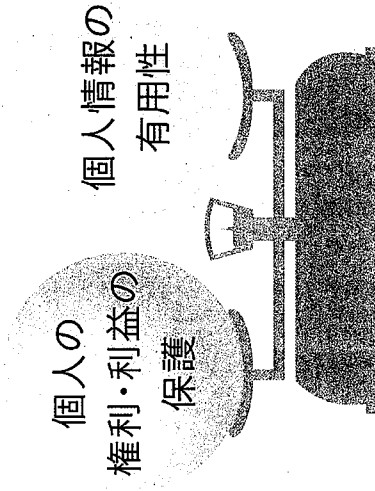
目次

1. 個人情報保護法とは
2. 改正個人情報保護法の概要
3. 改正内容と政令等のポイント
4. 認定個人情報保護団体
5. 特定分野のガイドライン



1. 個人情報保護法とは

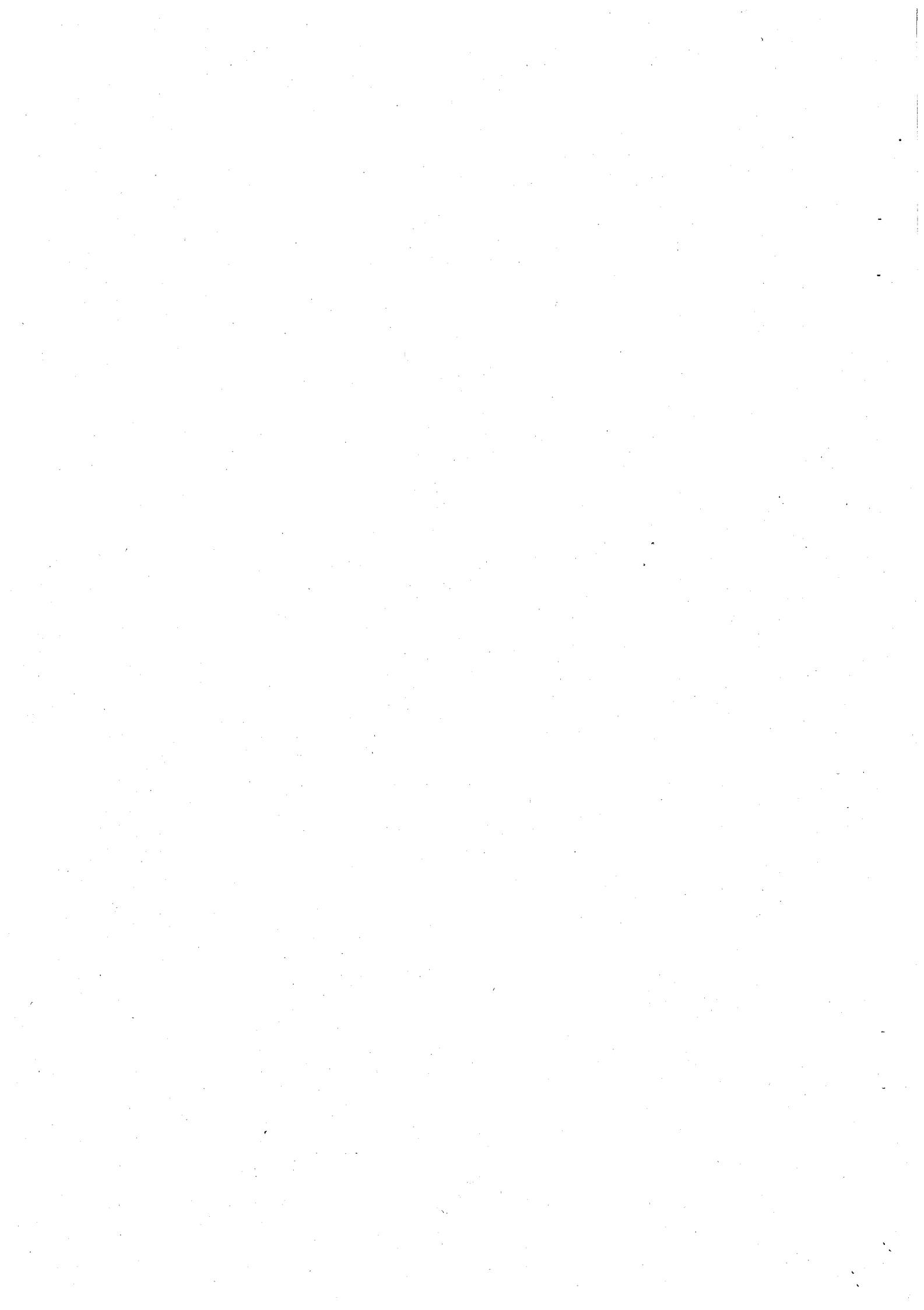
- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。



2. 改正個人情報保護法の概要

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

- ①個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。
(※個人情報保護委員会の新設は平成28年1月。)

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

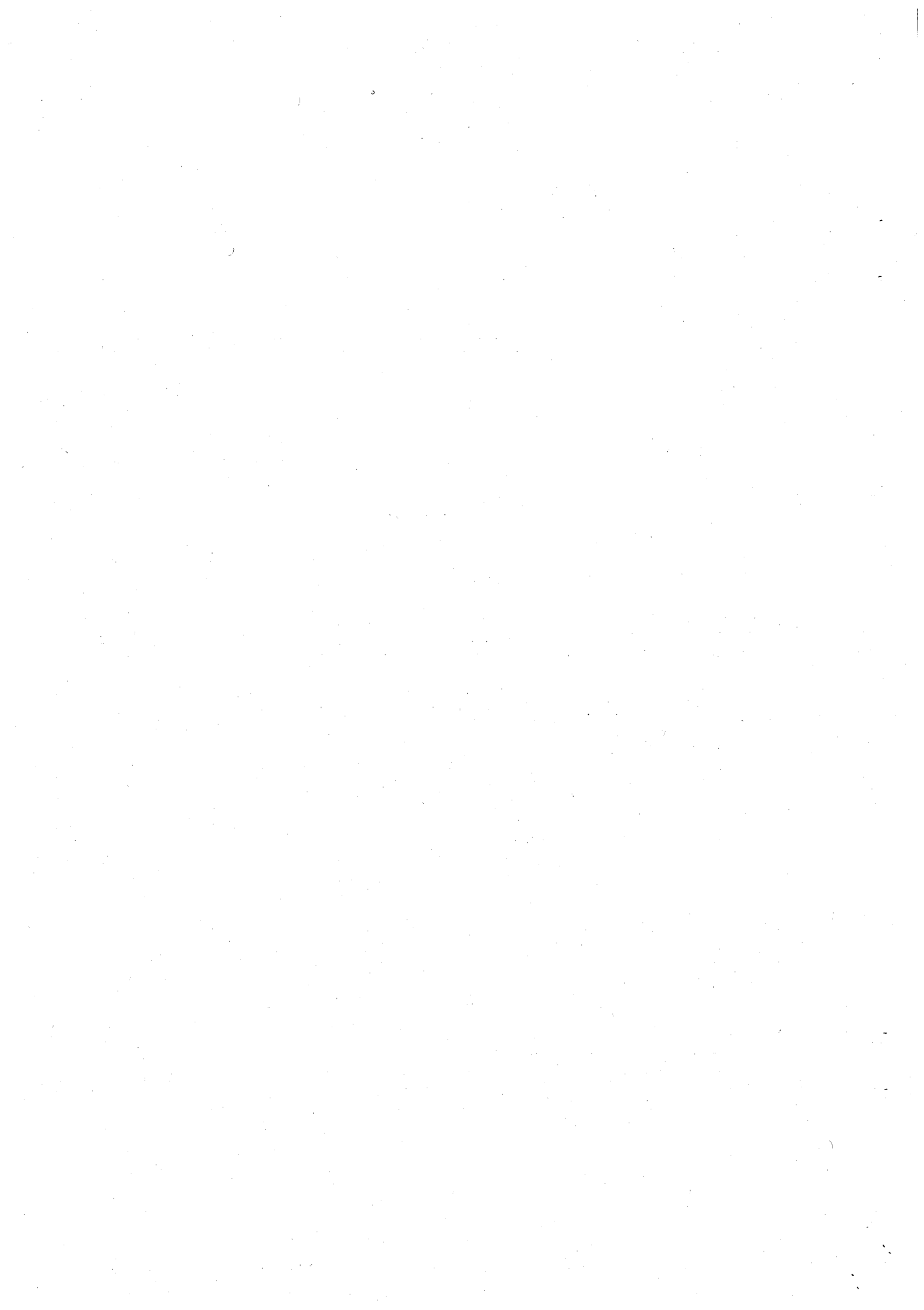
匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。
②取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
③オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）



2. 改正個人情報保護法の概要

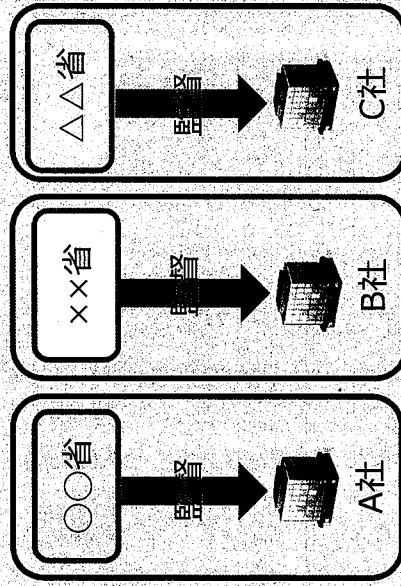
個人情報保護委員会の新設

- 改正法の一部施行により、平成28年1月1日に個人情報保護委員会設置
- 主務大臣が有している監督権限を改正法の全面施行時に個人情報保護委員会へ一元化

民間事業者の監督体制

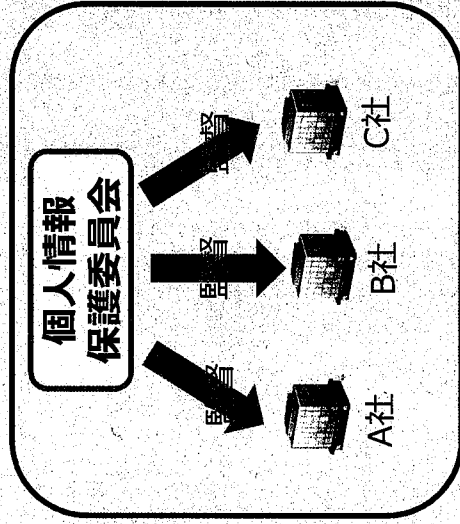
公的機関の監督体制*

改正前（主務大臣制）

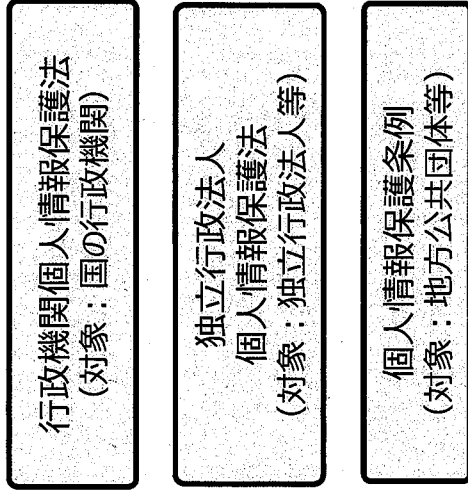


重疊的な監督、所管省庁が不明確
といった課題

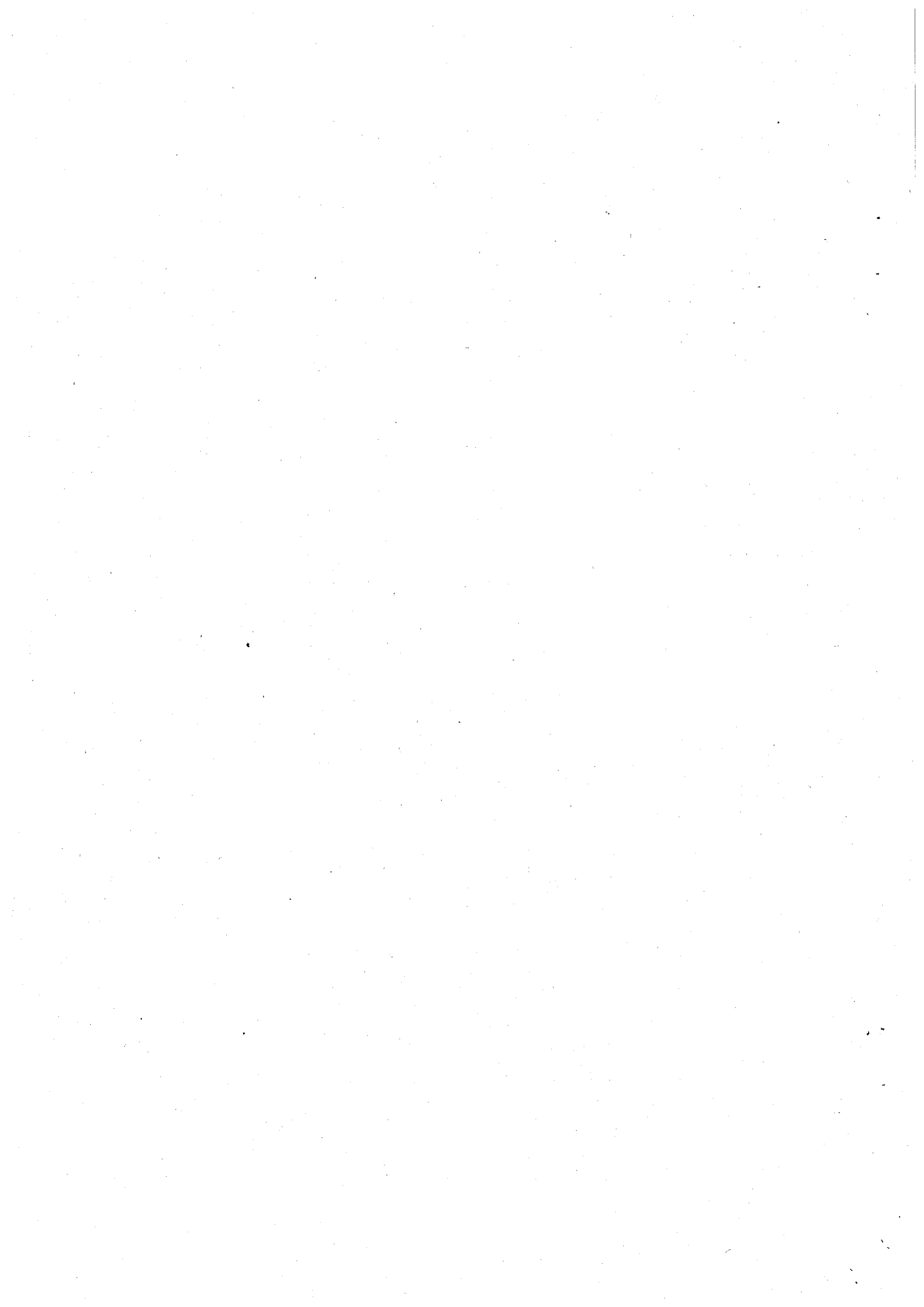
改正法の全面施行後



一元的な監督体制



※公的機関の監督体制は、
個人情報保護法の改正前後
で変更はない。



3. 改正内容と政令等のポイント

(1) 個人識別符号

個人情報定義

【改正前】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【改正後】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

※青字：改正部分 下線：変更のない部分

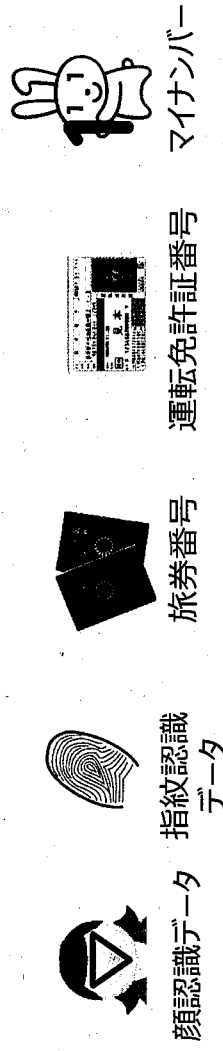
3. 改正内容と政令等のポイント

(1) 個人識別符号

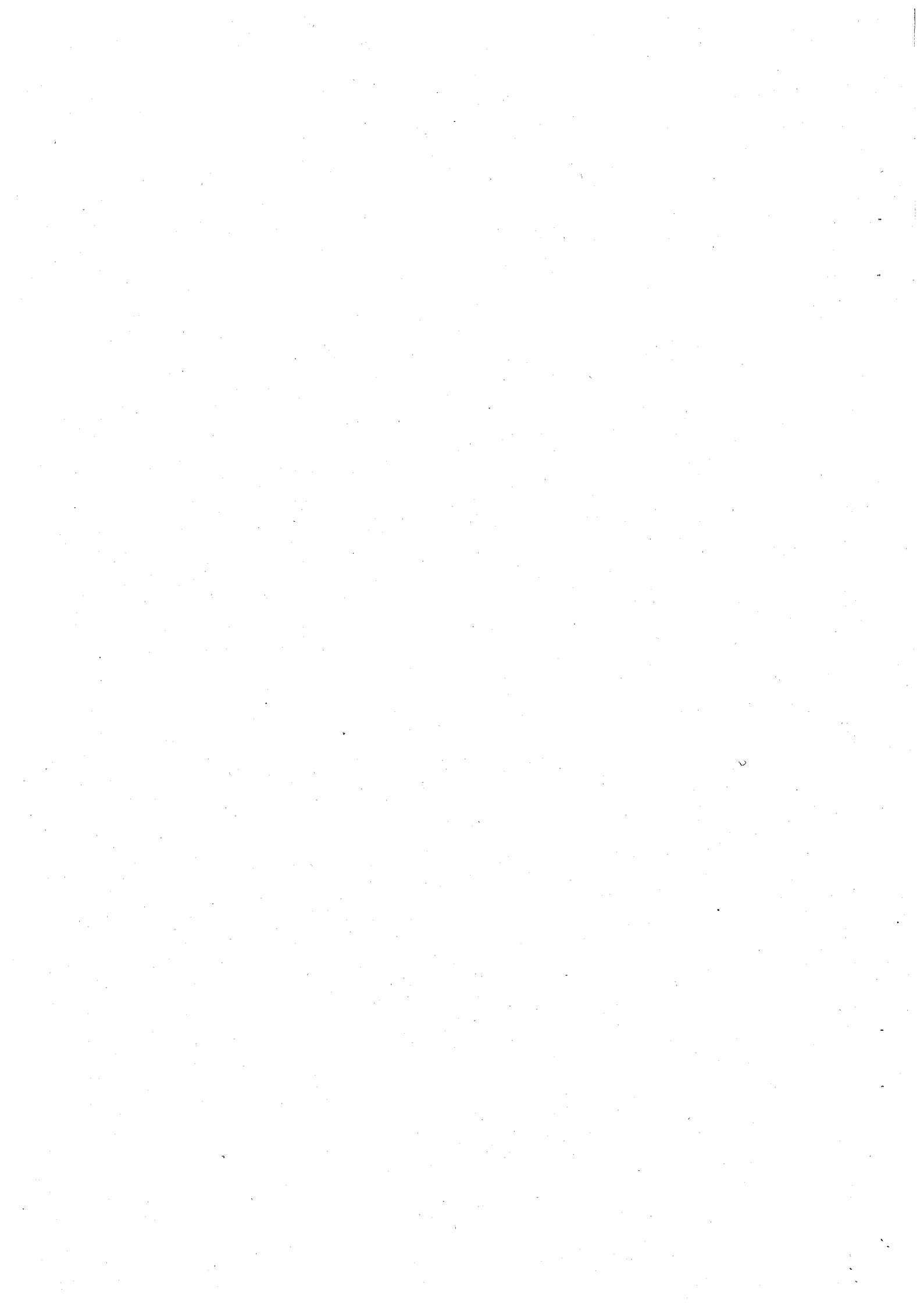
➤ 個人情報定義として、以下の情報が対象となることを明確化

- ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
⇒ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
- ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号
⇒ 公的な番号

例) 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証



※他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、改正後も現行法と同様に個人情報に該当する。

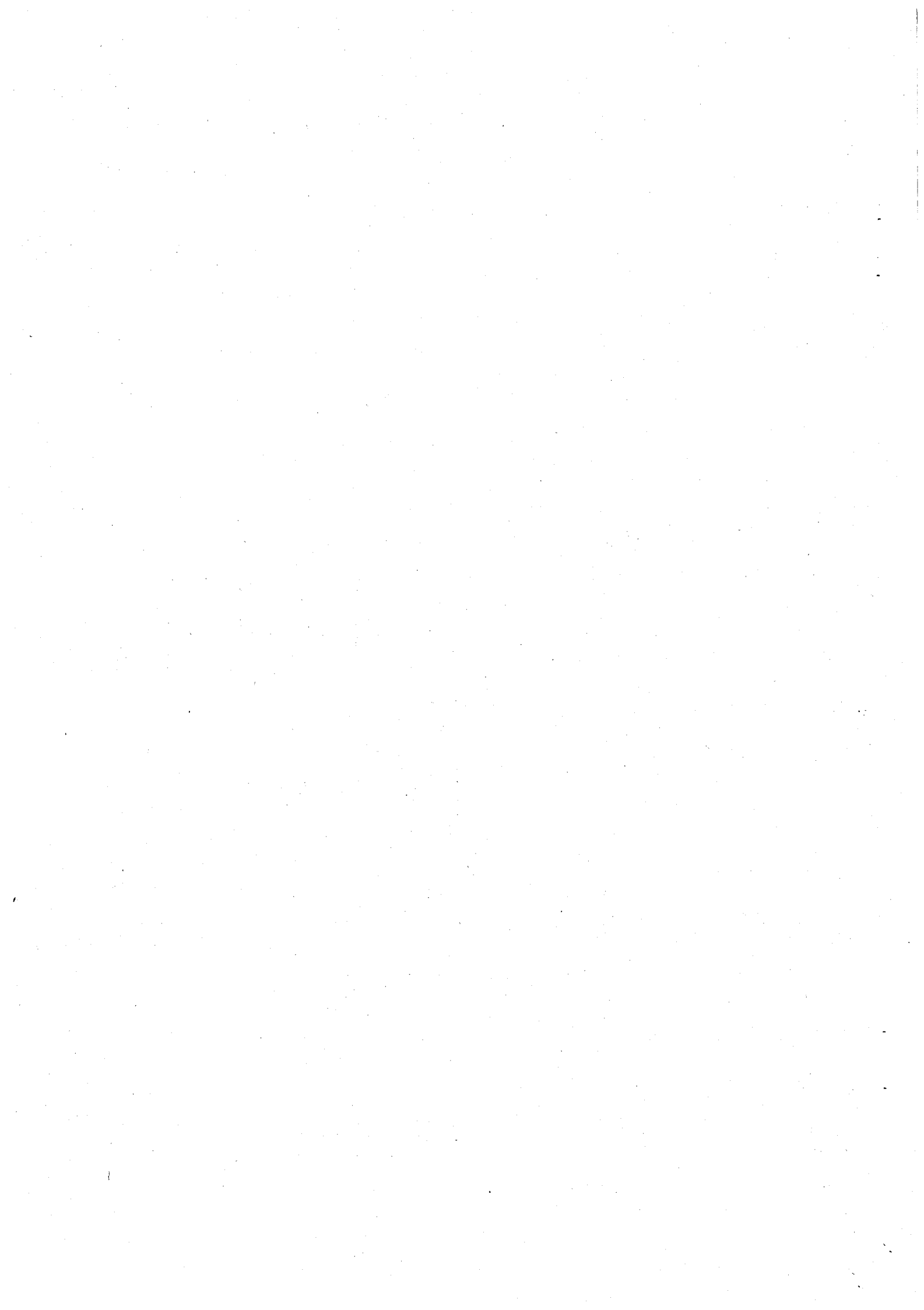


3. 改正内容と政令等のポイント

(参考) Q & A (2017.2.16公表) より ～個人情報・個人情報・個人識別符号関係①～

【Q1-11】 店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

【A1-11】 本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表することが必要です。
防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第18条第4項第4号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。
また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。



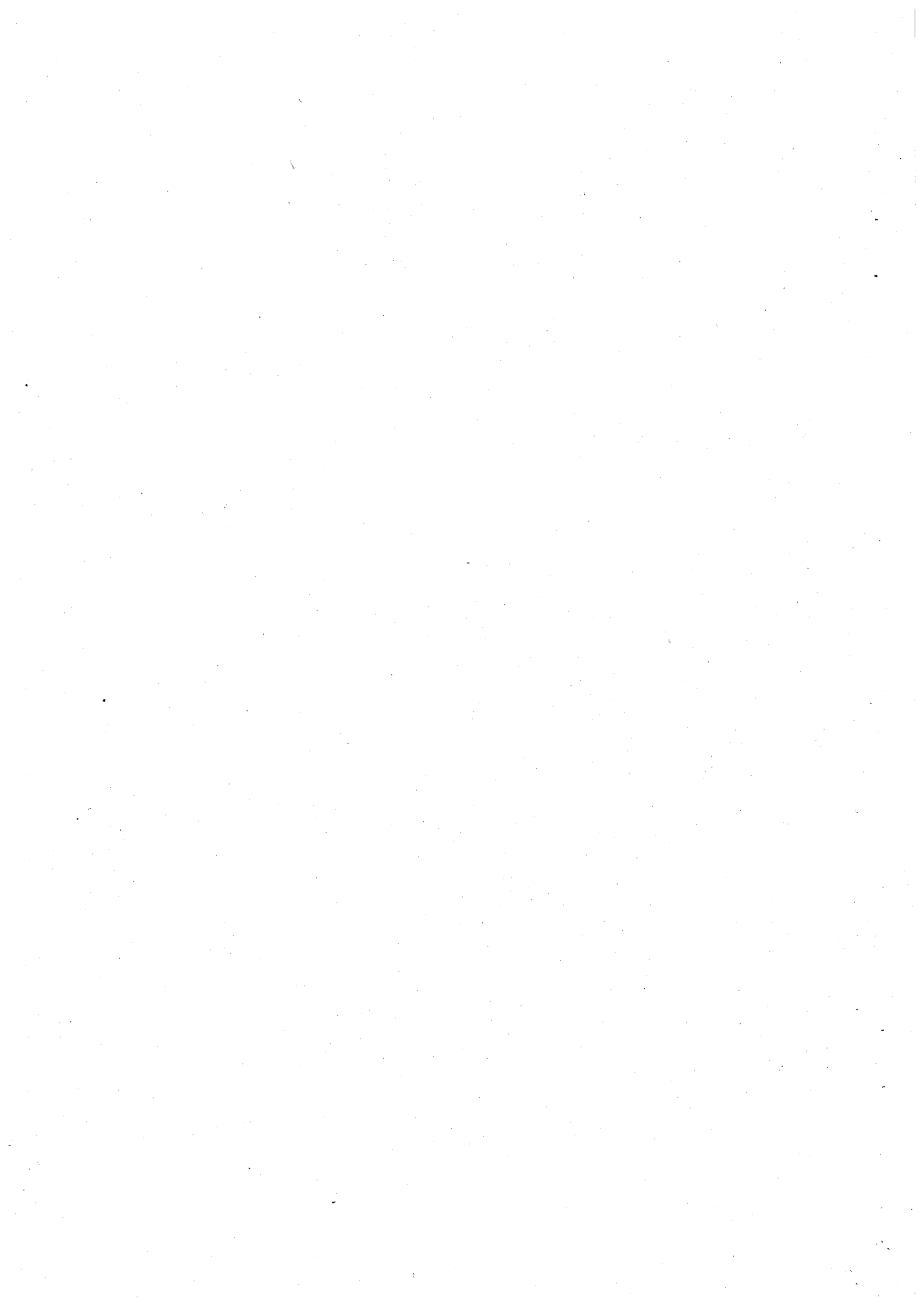
3. 改正内容と政令等のポイント

(参考) Q & A (2017.2.16公表) より ～個人情報・個人識別符号関係②～

【Q1-22】 携帯電話番号やクレジットカード番号は個人識別符号に該当しますか。

【A1-22】 携帯電話番号やクレジットカード番号は、様々な契約形態や運用実態があり、およそいかなる場合においても特定の個人を識別することができるとは限らないことから、個人識別符号に位置付けておりません。

なお、このような番号も、氏名等の他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合には、個人情報に該当します。



3. 改正内容と政令等のポイント

(2) 要配慮個人情報の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
 - ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
 - ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
 - ・保健指導、診療・調剤情報
 - ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3. 改正内容と政令等のポイント

(参考) Q & A (2017.2.16公表) より ～要配慮個人情報関係～

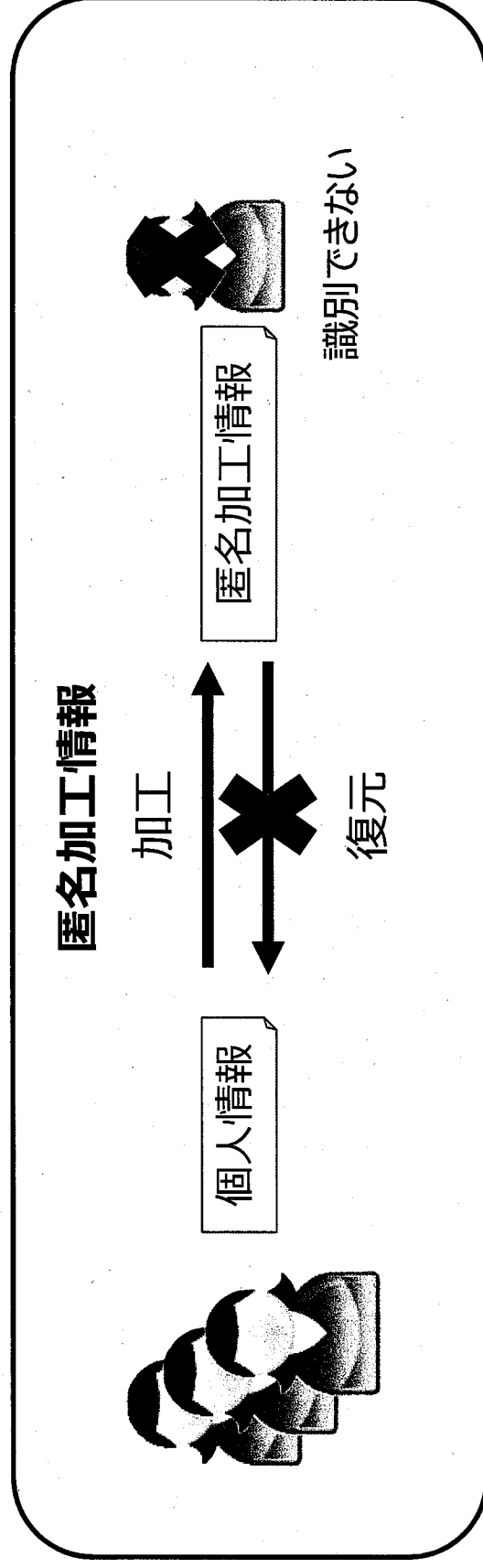
【Q1-24】 「○△教に関する本を購入した」という購買履歴の情報や、特定の政党が発行する新聞や機関誌等を購読しているという情報は、要配慮個人情報に該当しますか。

【A1-24】 当該情報だけでは、それが個人的な信条であるのか、単に情報の収集や教養を目的としたものであるのか判断することが困難であり、「信条」を推知させる情報にすぎないため、当該情報のみでは要配慮個人情報には該当しないと解されます。

3. 改正内容と政令等のポイント

(3) 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



(参考) 匿名加工情報の概要

1. 匿名加工情報の作成

- 匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要
- 委員会が定める基準は最低限の加工方法であり、データの特性やビジネスの形態などを踏まえた具体的な加工方法については認定個人情報保護団体や業界団体などの自主ルールにおいて適切に定められることを期待

2. 匿名加工情報等の作成時の公表／第三者提供時の公表・明示

- 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネット等を利用して、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する必要

匿名加工情報の作成に関する基準（規則に明記）

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② 個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報を連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報の差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

3. 改正内容と政令等のポイント

(4) 第三者提供に係る確認・記録義務

- 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等を義務化
 - ・ 第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け
 - ・ 第三者に個人データを提供した際も、提供の年月日や提供先の氏名等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け

✓ ただし、一般的なビジネスの実態に配慮して、以下のような取扱いも可能

- ・ 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等を記録として保存
- ・ 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りる
- ✓ 次のようなケースでは確認・記録義務はかからない
 - ・ 本人による提供と整理できるケース（例：SNS上の個人のプロフィール）
 - ・ 本人に代わって提供と整理できるケース（例：銀行振込）
 - ・ 本人側への提供と整理できるケース（例：同席している家族）
 - ・ 受領者にとって「個人データ」に該当しないと整理できるケース（例：名刺 1 枚）等

3. 改正内容と政令等のポイント

(参考) Q & A (2017.2.16公表) より ～確認・記録義務関係～

【Q10-7】 小売業者Aは、顧客から製品の注文を受けた場合に、当該製品のメーカーに、当該顧客の氏名・住所を伝え、当該メーカーから当該製品を当該顧客に送付しているところ、当該メーカーへの個人データの提供につき、記録を作成しなければなりませんか。(以下略)

【A10-7】 本人に代わって個人データを第三者提供しているため、記録義務は適用されません。なお、提供を受けたメーカーにおいても、確認・記録義務は適用されません。

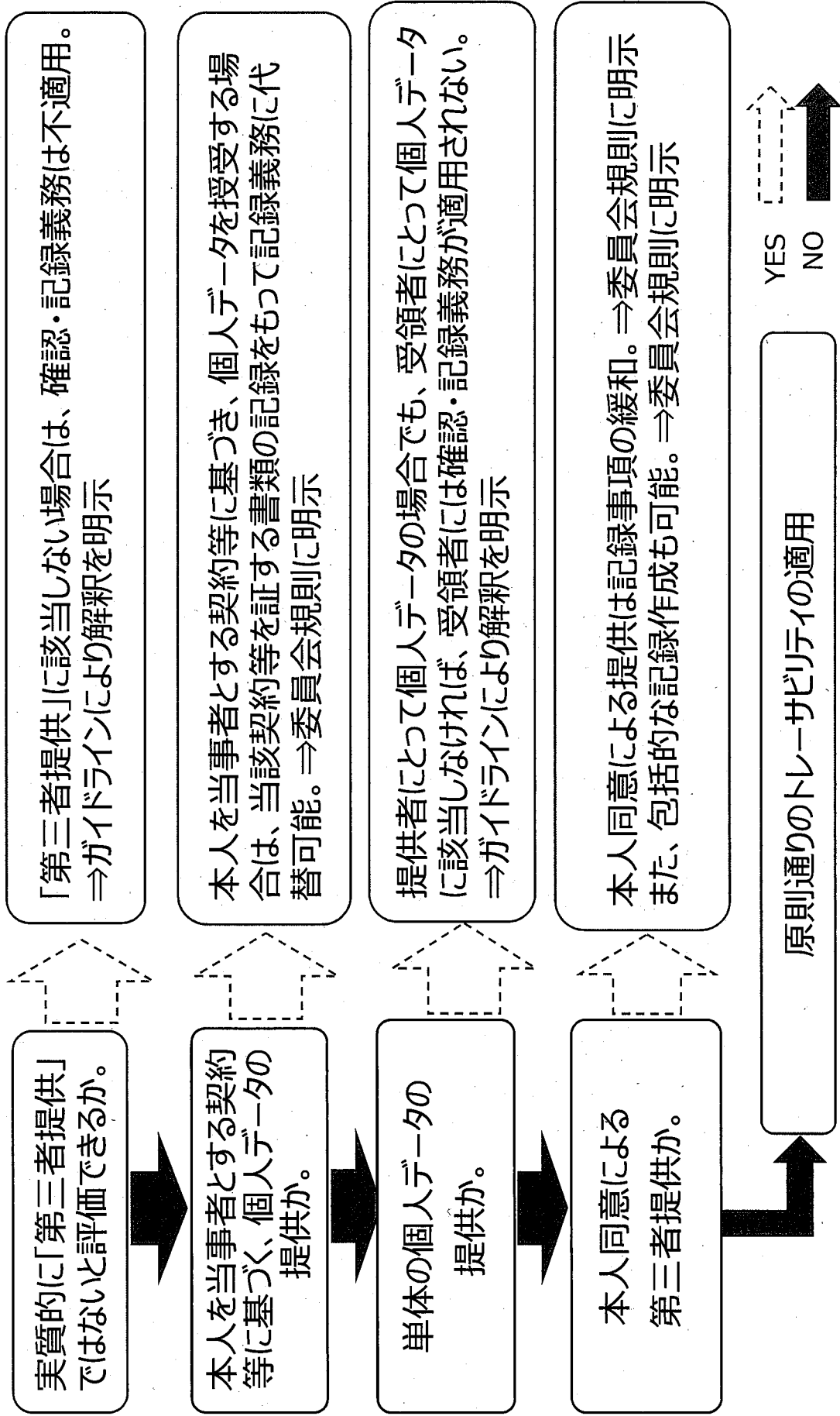
【Q10-25】 記録を作成するに当たって、台帳のようなものを用意する必要がありますか。

【A10-25】 既存の契約書などで記録事項を充たしている場合は、それらが記録として認められます。したがって、事業者は、別途、台帳のようなものを用意する必要はありませんが、保存義務を履行するために、明確にする必要があります。

【Q10-27】 継続的に又は反復して個人データを授受することを内容とする基本契約書に加えて、当該基本契約書に付帯する資料などをあわせて、施行規則第12条第2項・第16条第2項に基づく記録とすることはできますか。

【A10-27】 最初に基本契約書に記録を作成し、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、提供される個人データによって識別される本人の氏名に係る記録を、別途、当該基本契約書に付帯する資料などをもって作成する方法も認められるものと考えられます。

(参考) 確認・記録義務の基本的な考え方



※平成28年7月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則(案)の対応表」より抜粋

3. 改正内容と政令等のポイント

(5) 外国への第三者提供の制限

- 以下のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供が可能。
 - ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
 - ② 外国にある第三者が**個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する**体制を整備している。
 - 「規則で定める基準」：
 - ◆ 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、**適切かつ合理的な方法**により、個人情報保護法の趣旨に沿った**措置の実施が確保**されていること
 - ・「適切かつ合理的な方法」の例：
委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー、提供元の個人情報取扱事業者がAPECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得している場合等
 - ・「個人情報保護法の趣旨に沿った措置」の具体例：
OECD、APEC等の国際的な枠組みの基準に基づいたもの
 - ◆ 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る**国際的な枠組みに基づき認定**を受けていること
 - ・提供先の外国にある第三者がAPECのCBPRシステムの認証を取得している場合
 - ③ 外国にある第三者が**個人情報保護委員会が認めた国に所在する**。

3. 改正内容と政令等のポイント

(参考) Q & A (2017.2.16公表) より ～外国にある第三者への提供関係～

【Q9-5】 外国にあるサーバに個人データを含む電子データを保存することは外国にある第三者への提供に該当しますか。

【A9-5】 当該サーバの運営事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません。
当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合は、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます（Q5-33参照）。

3. 改正内容と政令等のポイント

(6)小規模事業者への配慮

- 取り扱う個人情報数が5000人以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

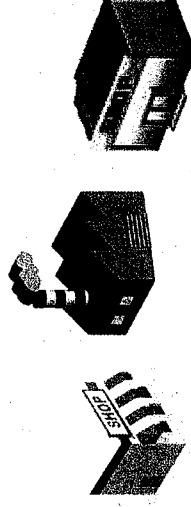
○ガイドラインにおいて、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とともに、

小規模の事業者の特例的な対応（手法の例示を含む。）を規定。

○なお、ガイドラインにおける「安全管理措置」の内容（特例含む。）は、原則、番号法ガイドラインに準じるものとするが、番号法固有の観点から講じている措置に関する記載等は、適切に見直す。

(例) ・組織的安全管理措置の「取扱状況等の記録」に関する記載

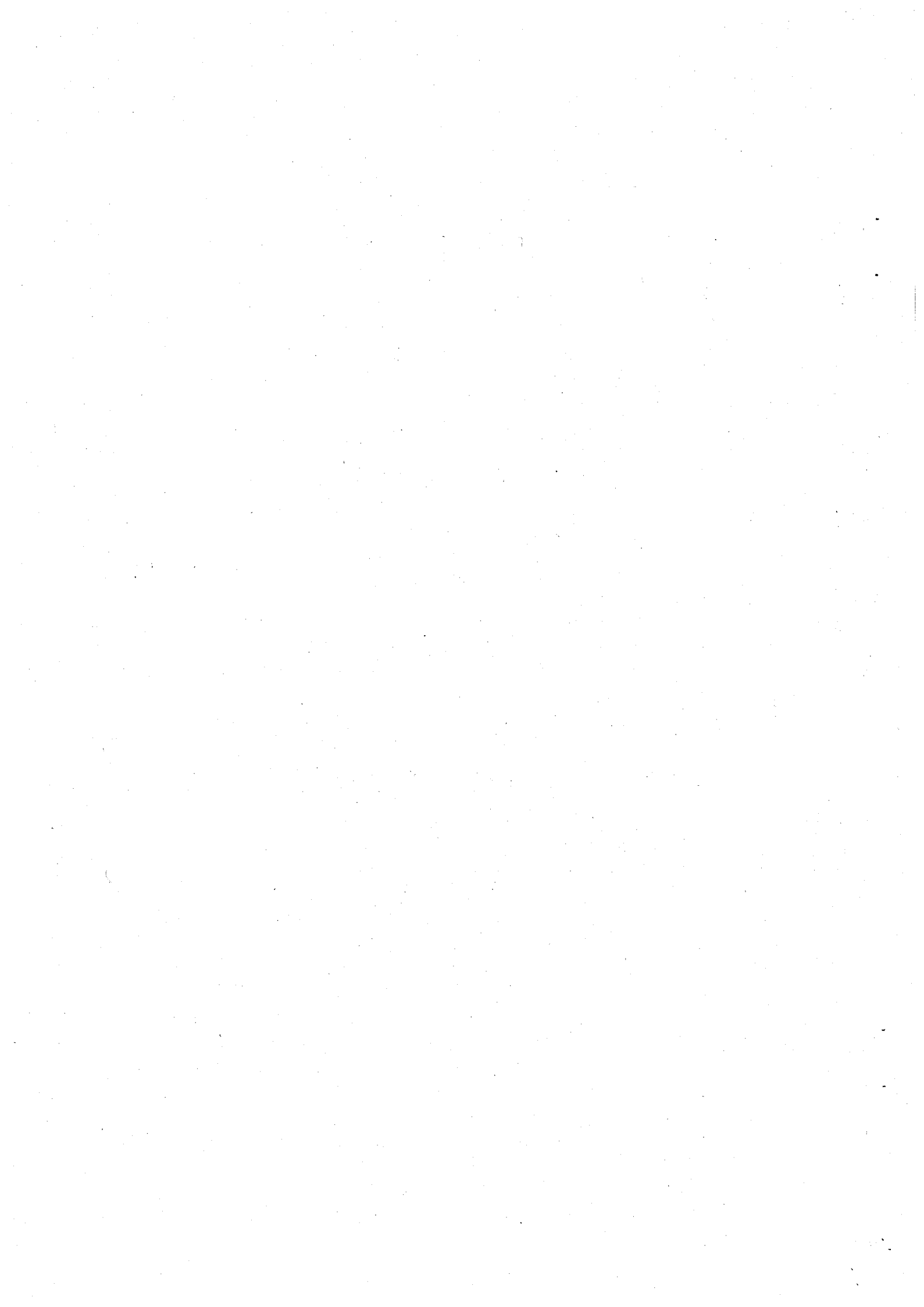
・物理的安全管理措置の「区域の管理」に関する記載 等



3. 改正内容と政令等のポイント

(参考) Q & A (2017.2.16公表) より ～中小規模事業者関係～

- 【Q7-5】 「中小規模事業者」も、大企業と同等の安全管理措置を講じなくてははいませんか。
- 【A7-5】 法第20条により、個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。
- ただし、安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、中小規模事業者において、必ずしも大企業と同等の安全管理措置を講じなければならぬわけではないです。ガイドライン（通則編）「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に記載した「中小規模事業者における手法の例示」等を参考に、具体的な措置の内容を検討してください。



3. 改正内容と政令等のポイント ～ 罰則 ～

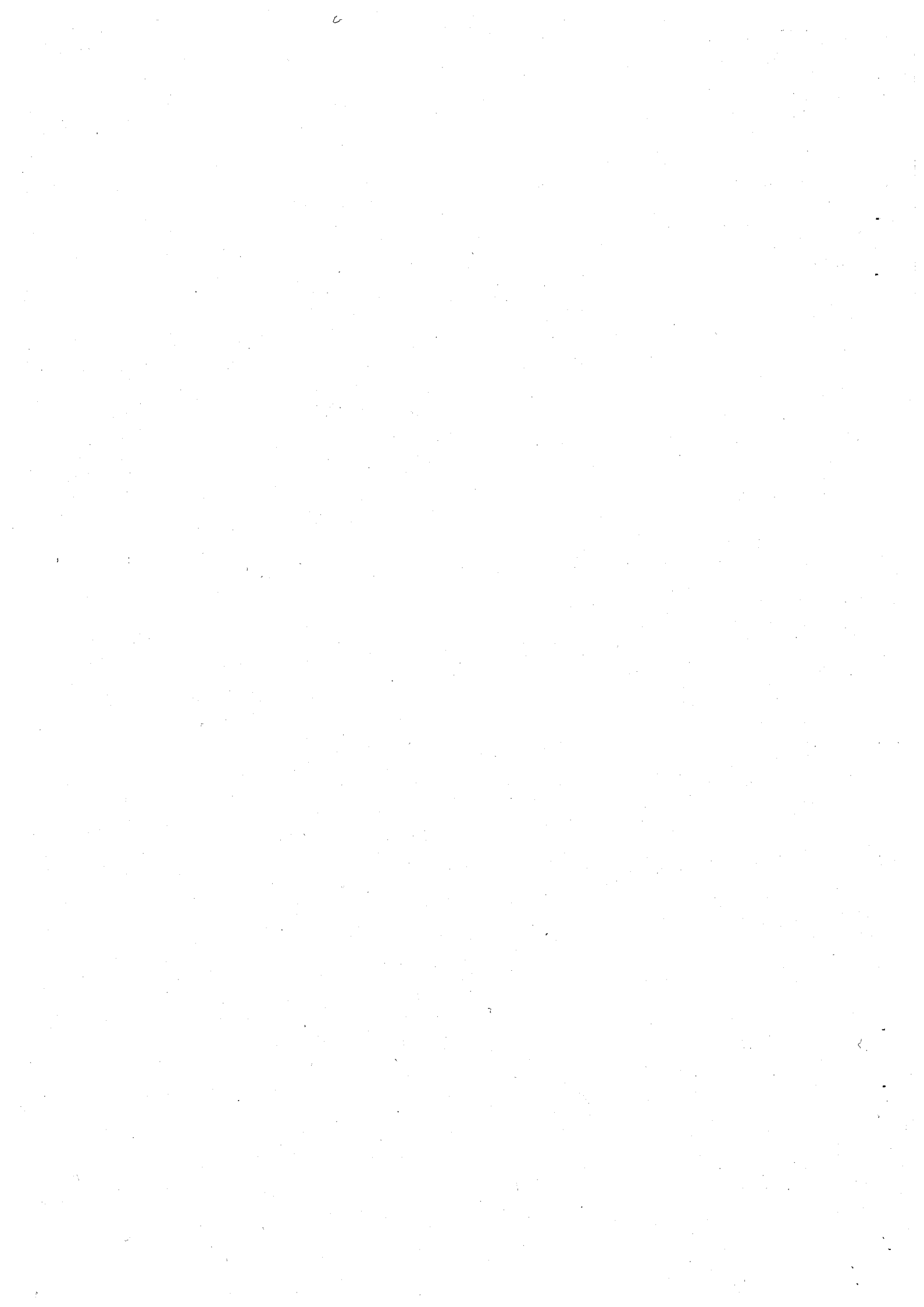
- ✓ 事業者のルールの遵守状況は個人情報保護委員会が監督する。
- ✓ 監督に従わない場合には罰則が適用される可能性も。

● 国の監督

国は事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる。
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる。

● 罰則

- 国からの命令に違反した場合
⇒6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 虚偽の報告等をした場合
⇒30万円以下の罰金
- 従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、又は、盗用した場合（個人情報データベース等不正提供罪）
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



4. 認定個人情報保護団体

◆ 認定個人情報保護団体の制度

- 事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体。
- 対象事業者への情報提供、個人情報に関する苦情の処理等を行う。

認定個人情報保護団体の役割

業界の特性に応じた自主的なルール（「個人情報保護指針」）を作成するよう努める義務。
その際、関係者からの意見聴取に努める義務（マルチステークホルダープロセス）。
また、対象事業者が指針を遵守するよう指導・勧告を行う義務。



国認定

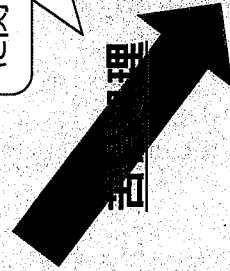
認定個人情報保護団体
(民間団体)

対象事業者の個人情報の取扱い
に関する苦情を処理する義務。

情報提供
勧告



対象事業者



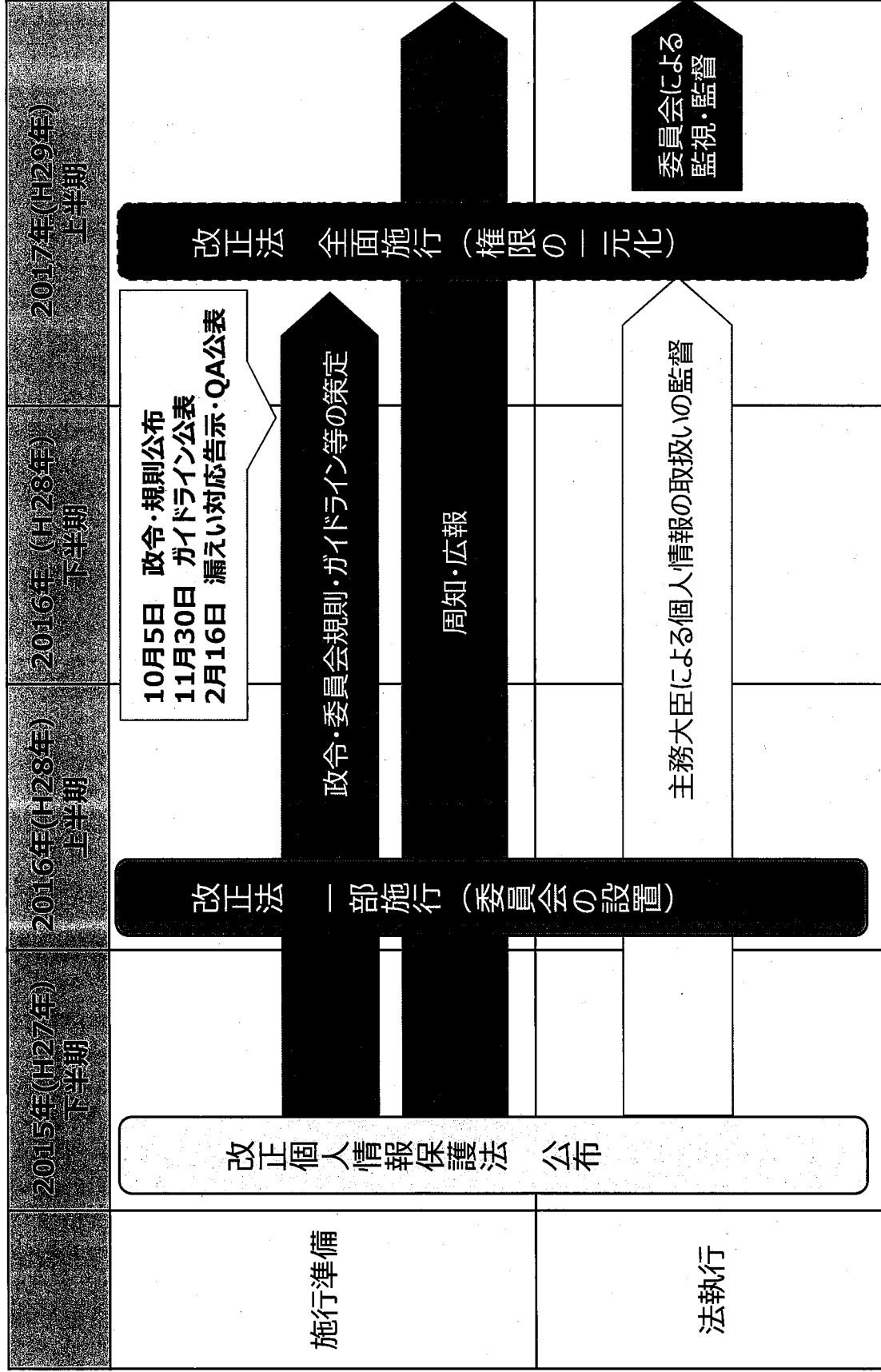
消費者

5. 特定分野のガイドライン

◆ 特定分野のガイドラインの方向性

- ✓ 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める
(平成28年11月30日公布)
- ✓ 一部の分野については、個人情報情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、上記のガイドラインを基礎として、当該分野において更に必要となる別途の規律を定める
 - **金融関連（信用等含む）**：金融分野、信用分野又は債権管理回収業分野において、さらに必要となる別途の規律を定めたもの
※それぞれ、金融庁、経済産業省及び法務省と個人情報保護委員会の連名のガイドライン
 - **医療関連**：現場の実態に配慮した規律や事例を記載したもの
 - **情報通信関連**：通信の秘密・信書の秘密等、業法上必要となる規律を含む別途の規律を定めたもの
※総務省のガイドライン

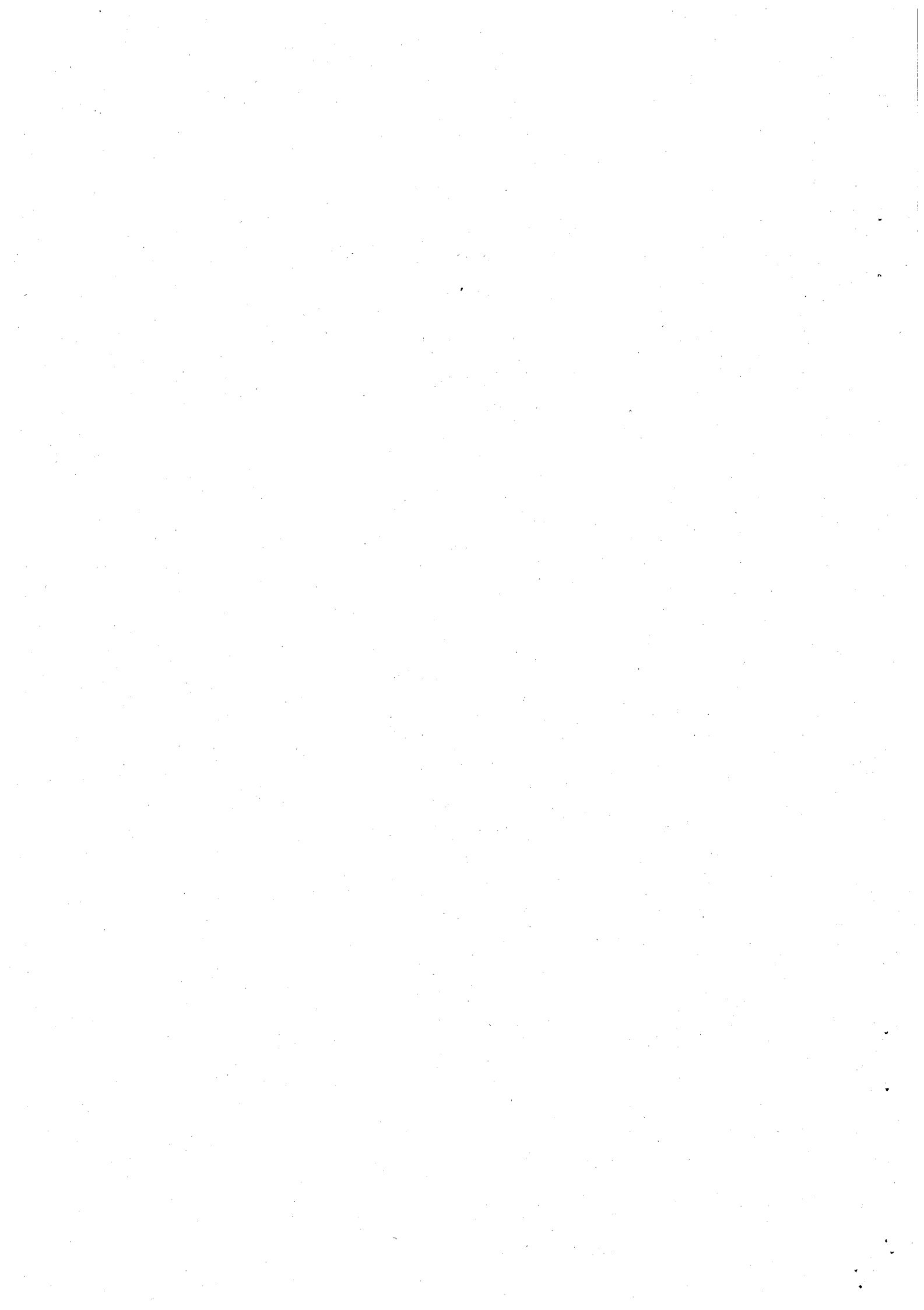
(参考) 改正個人情報保護法の施行スケジュール



H27.9.9

施行日①
(H28.1.1)

施行日②
(H29.5.30)



東京都の個人情報保護業務の体制

1 東京都の個人情報保護制度

東京都個人情報の保護に関する条例（1990年12月公布）に基づいて、都が保有する個人情報の取扱いに適正を期すとともに、民間部門における個人情報の取扱いについても意識啓発や指導を行い、個人の権利利益の保護を図っている。

2 制度所管部署及び体制

所管部署：東京都生活文化局広報広聴部 情報公開課 個人情報保護担当

（組織図／現員）

生活文化局長

└ 広報広聴部長

└ 都政情報担当部長

└ 情報公開課長

└ 情報公開担当課長

└ 個人情報総括担当課長代理

└ 個人情報担当課長代理(2)

└ 個人情報担当主任(2)

└ 個人情報担当主事(2)

└ 特定個人情報保護担当課長代理

3 事業概要

(1) 個人情報保護制度の運営 取

保有個人情報開示・訂正・利用停止事務の総合窓口として、保有個人情報開示等の相談、受付を行うほか、保有個人情報の開示・非開示決定等に当たっての全庁的調整、保有個人情報の運用状況の集計及び公表を行う。

<2016年度実績> (速報値)

区分	個人情報の開示				個人情報の訂正				個人情報の利用停止				
	開示等 決定件数	開示	一部 開示	非開示	不存在 等	訂正等 決定件数	訂正	一部 訂正	非訂正	利用停止等 決定件数	利用 停止	利用 一部停止	利用 非停止
件数	2,464	916	1,348	9	190	1	0	1	0	0	0	0	0

(単位:件)

(2) 個人情報取扱事務の届出等

東京都が保有している個人情報を取り扱う事務の届出の受理及び届出に係る事項についての公表を行っている。

また、届出事務に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しているほか、ホームページで公表している。

2016年度末現在における個人情報取扱事務届出件数(累積)は4,010件である。

<2016年度実績> (速報値)

開始	変更	廃止
214	47	125

(3) 個人情報保護審査会の運営

個人情報保護審査会は、保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法に基づき不服申立てがあった場合、実施機関の諮問に応じて開示・非開示決定、訂正・非訂正決定又は利用停止・利用非停止決定の可否を審議するために設置されているものである。委員は12名で東京都情報公開審査会の委員が兼ねている。

<2016年度実績>(速報値)

開催回数 (うち総会回数)	新規諮問	答申	取下げ	審議中 (2016年度未現在)
31(1)	43	14	2	45

(単位:件)

(4) 個人情報保護に関する相談

個人情報保護の保護を図るため、相談窓口を設け、東京都消費生活総合センター等と連携し、都民、事業者等からの相談を受け付け、情報提供、助言等を行う。

相談日時 月～金(祝日・年末年始除く)午前9時～午後5時

2016年度実績 相談受付件数 408件

(5) 民間部門への普及・啓発

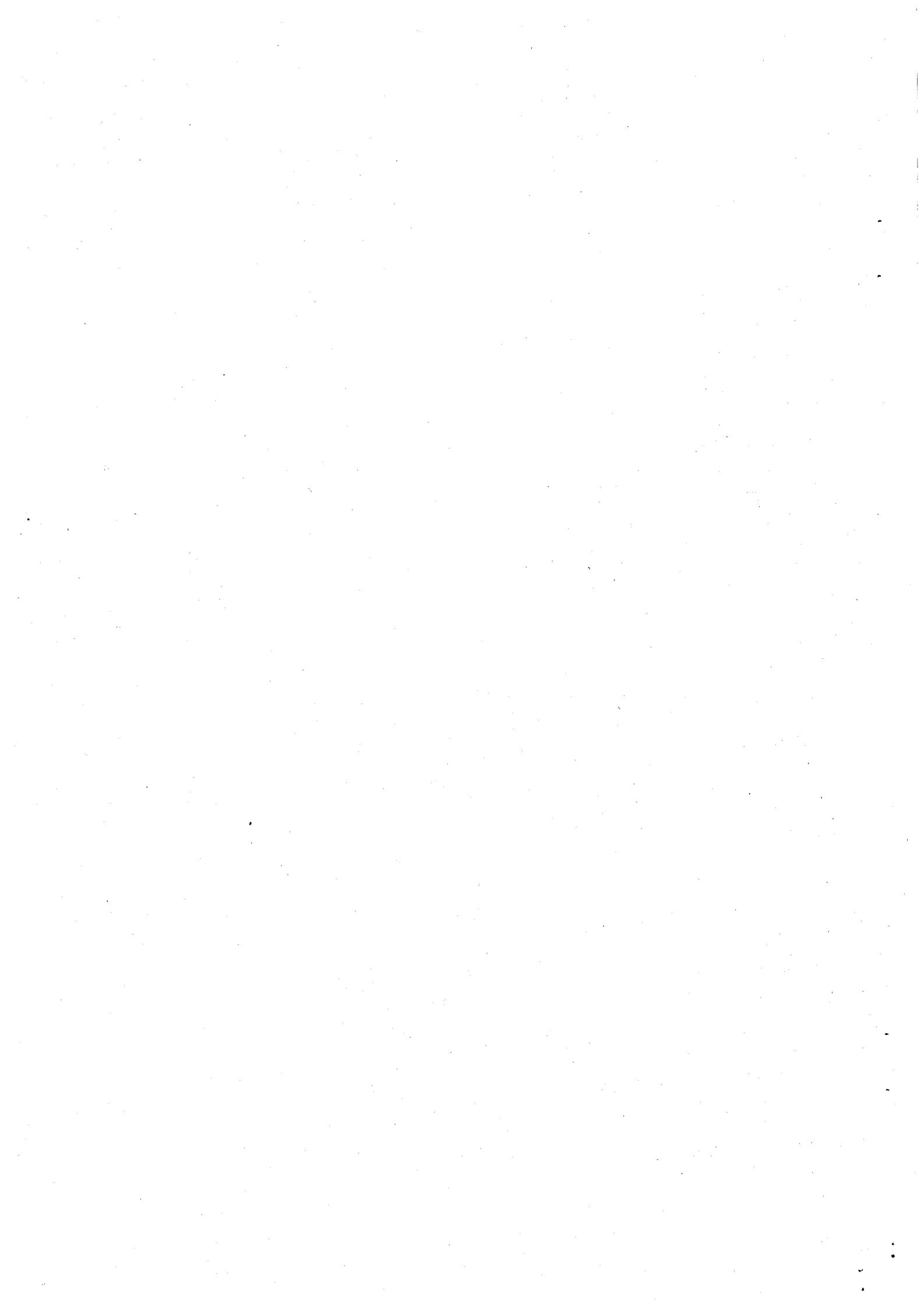
説明会の開催、啓発用パンフレットの作成など、都民、事業者に対し、個人情報保護の意識啓発を行う。

(6) 個人情報適正管理に関する研修等

条例等で定める個人情報の取扱いにつき研修等を実施し、都庁職員の個人情報保護意識を高める。

4 予算規模

2017年度予算額 9,869,000円



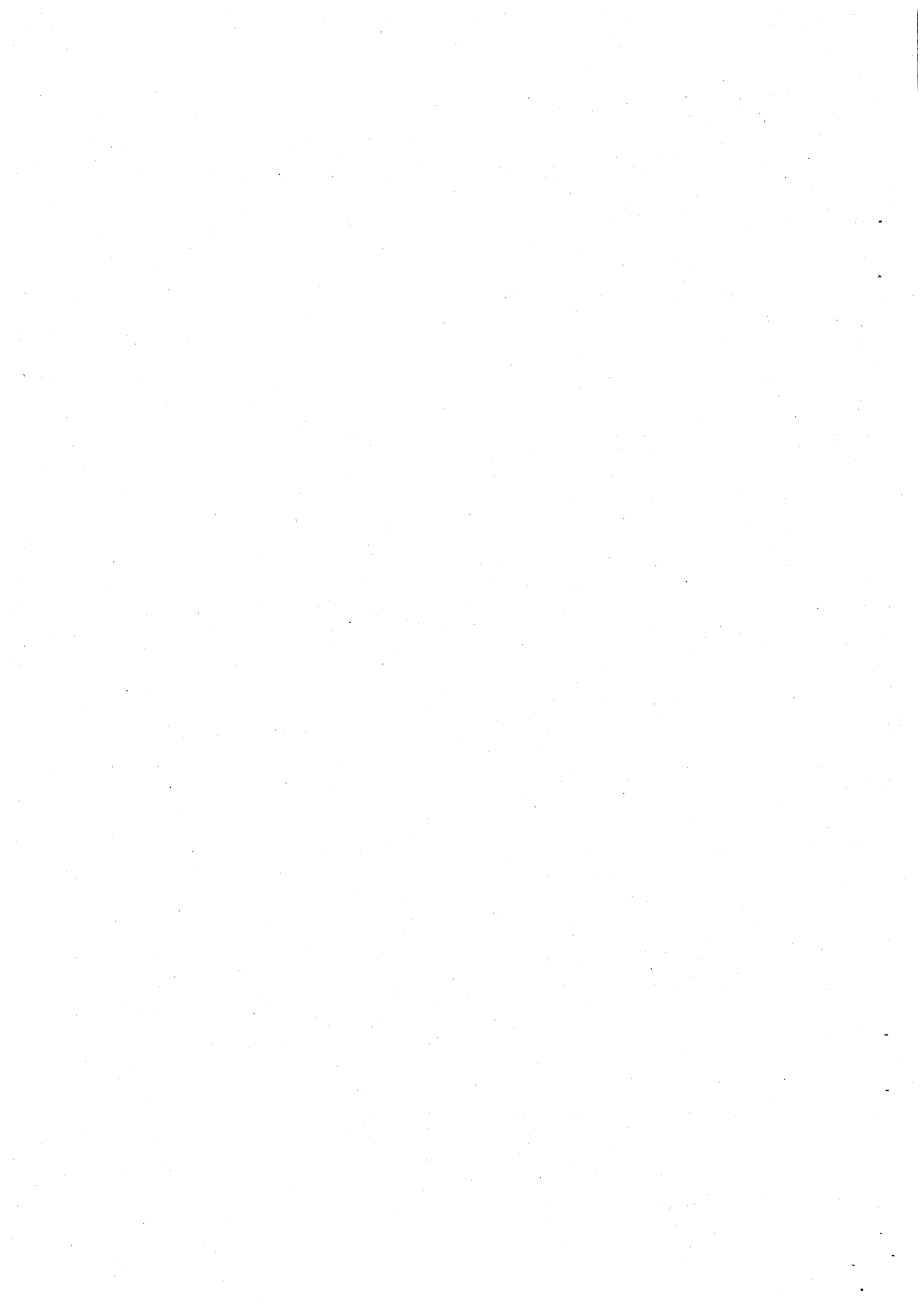
2017年7月25日

東京都生活文化局情報公開課

東京都の個人情報保護について（質問等への回答）

質 問 等	回 答
<p>(1) 東京都の個人情報保護業務の体制</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>(2) 個人情報保護法改正に伴う東京都個人情報保護条例の改正予定</p>	<p>改正の可能性を検討している。想定される改正内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の定義（要配慮個人情報など） → ○ 個人情報の保護に関する取組を強化する意味において改正の必要があると考えている。 ○ 匿名加工情報 <p>仕組み（加工対象・加工方法）や事業者のニーズの把握等の課題について、現在検討中である。</p>
<p>(3) 個人情報保護における国と地方の責任分担・業務分担とその根拠 (4) 助言・勧告の法的効力と助言・勧告に従わない場合の処理</p>	<p>（責任の分担）</p> <p>個人情報保護法4条で国の責務について、同法5条で地方公共団体の責務について規定しているとおり、国が必要な施策を「総合的に」策定し、地方公共団体が「区域の特性に応じて」必要な施策を策定することとしている。</p> <p>（公的分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の保有する個人情報に係るルールは、行政機関個人情報保護法に規定されている。 ○ 地方公共団体（都道府県、市区町村）の保有する個人情報に係るルールは、それぞれの地方公共団体の条例に規定されている。 ○ 地方自治制度として、地方公共団体はそれぞれ独立した団体であり、都道府県と市区町村は、上下関係にない。

73



質 問 等

回 答

(3)個人情報保護における国と地方の責任分担・業務分担とその根拠
 (4)助言・勧告の法的効力と助言・勧告に従わない場合の処理
 (続き)

(民間分野)

- 民間部門が保有する個人情報については、個人情報保護法に定めがある。
- 事業者の個人情報・個人データについて、取得、保管・管理、第三者提供等におけるルール（義務）が規定されている。

○ 事業者の監督は国（個人情報保護委員会）が一元的に担うこととされており、事業者の義務違反が疑われる場合には、国は事業者に対して、報告を求めたり、立入検査を行ったりすることができる。

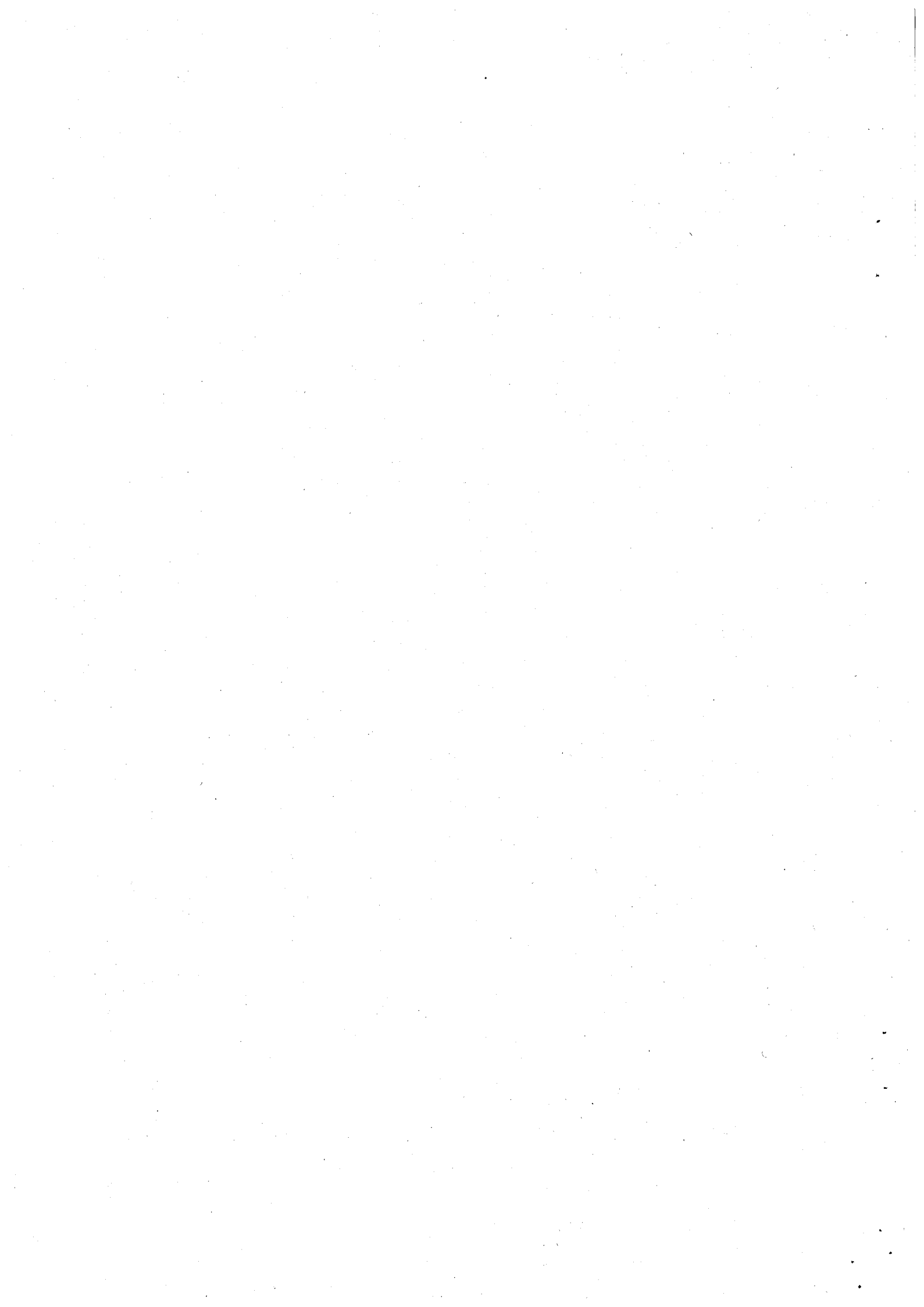
また、実態に依りて指導・助言を行うほか、勧告・命令を行うことができ、命令に違反した場合の罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）も定められている。

- 事業者の保有する個人情報に関して、住民から苦情の申立てがあったとき、地方公共団体が苦情処理のあっせんその他必要な措置を講ずるべきことが努力義務として同法 13 条に規定されている。

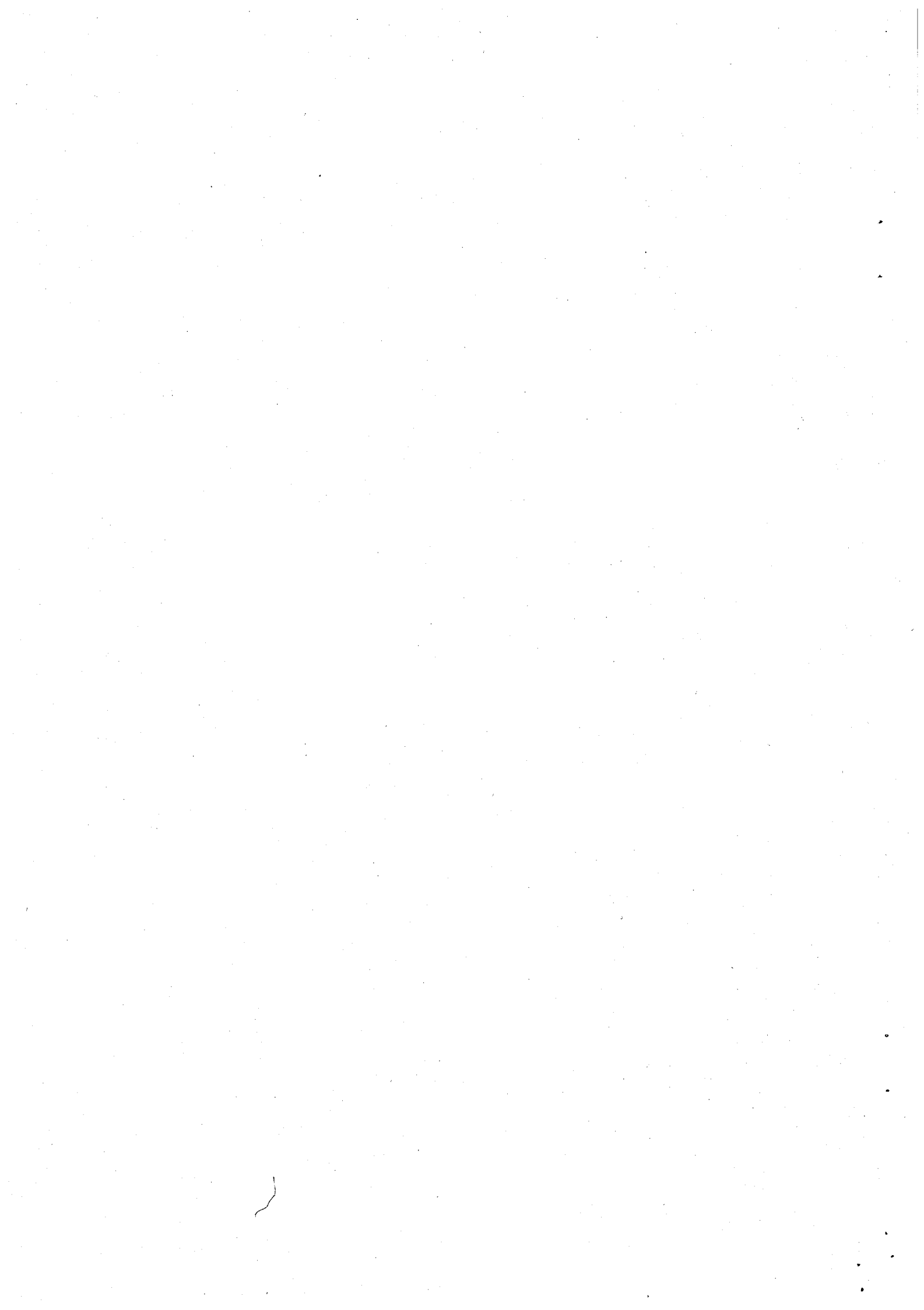
東京都個人情報保護条例では、住民から申立てのあった苦情の処理に関して迅速かつ適切な処理に努めるべきこと（29 条の2）、苦情処理のために事業者等に説明又は資料の提出を求めること（29 条の3）、その結果として個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、事業者に対して助言すること（29 条の4第1項）、改善が見られない場合に勧告すること（同上第2項）を定めている。しかしながら、これらは行政処分ではなく、また資料提出要求や勧告等に従わなかった場合の罰則がないなど強制力がないことから、監督権限をもつ国（個人情報保護委員会）との連携が求められる（法 14 条）

(5)東京都個人情報保護条例7条2項に定める適正管理義務に基づく安全管理基準の策定と
 具体策

- 東京都個人情報取扱事務要綱を定め、これにより各部署において置かれる「個人情報管理責任者」が、それぞれ「個人情報安全管理基準」を策定している。



質問等	回答
<p>(5) 東京都個人情報保護条例7条2項に定める適正管理義務に基づく安全管理基準の策定と具休策（続き）</p>	<p>○施設できる保管庫等における個人情報の保管、個人情報の庁舎外への持ち出し禁止、例外的に持ち出す場合の安全管理措置、個人情報の適時適切な廃棄等のルールを定め、個人情報管理責任者への職員に対する当該ルールの教育訓練の義務付け、事故発生時の適切な対応等について、定めている。</p>
<p>(6) 個人情報識別定義、ビッグデータ及び匿名加工情報</p>	<p>東京都交通局では、「ICカード (pasmo) の発行及び払戻事務」について「ID 番号、氏名、生年月日、性別、電話番号」を記録項目として、保有個人情報取扱事務届出を行っている。 また、都営交通の駅改札通過時に、ICカードの「ID 番号、通過時間、場所 (駅名)」を収集している。これらの情報について、ID 番号で照合することにより、氏名等の個人情報と紐づくため、東京都の保有個人情報であると判断される。</p>
<p>①「ID 番号、切符を使用した駅の時間と場所」の記録は東京都の保有個人情報か、その判断基準は。 ② ①に表示の情報が個人情報ではない場合 ③ ①に表示の情報を個人情報とを連結した結果、個人情報となるか。 ③ 本人の同意を得ずに上記①の情報を次のとおり処理することができるか。</p>	<p>上記のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同意不要 2 条例 10 条 1 項 5 号又は 2 項 5 号に該当すると考えられるため同意不要 3 目的内利用と考えられるため同意不要 4 条例に匿名加工情報の規定はない。
<p>(7) 参考となるハンドブック</p>	<p>○個人情報保護事務の手引</p>



個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

民間分野

ガイドライン

(通則編・外国第三者提供編・確認記録義務編・匿名加工情報編)
(*2)

個人情報保護法 (*1)

(4~7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)
(対象：民間事業者)

公的分野

行政機関 個人情報 保護法 (*3)

(対象：
国の行政機関)

独立行政法人 個人情報 保護法 (*4)

(対象：
独立行政法人等)

個人情報 保護条例 (*5)

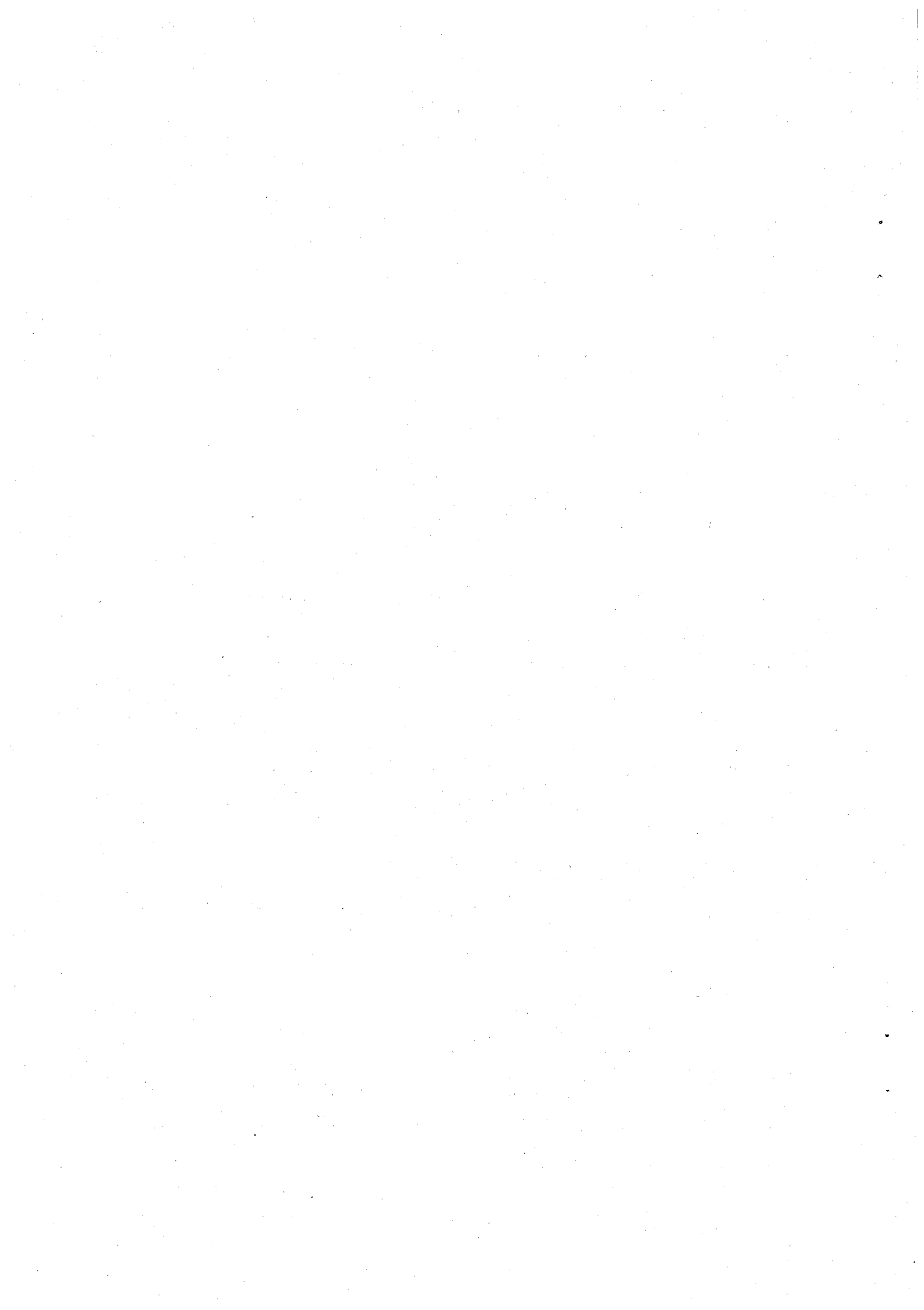
(対象：
地方公共団体等)

個人情報保護法 (*1)

(1~3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

- (*1) 個人情報の保護に関する法律
- (*2) 金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。
- (*3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (*4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- (*5) 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。



保有個人情報の安全管理に関するモデル基準

〔17生広情報第284号〕
平成17年8月9日

第1 趣旨

この規程は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）及び東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）の規定に基づき、＜組織名称＞における保有個人情報の適正な管理のために必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2 条例等の遵守

職員は、保有個人情報の保護に関し、次の各号に掲げる条例等を遵守しなければならない。

- (1) 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）
- (2) 東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）（平成3年3月31日付2情都個第26号。以下「通達」という。）
- (3) 東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）

第3 定義

この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第4 情報処理システムにおける技術的安全管理措置

保有個人情報を記録した情報処理システムの安全確保については、東京都サイバーセキュリティ基本方針（平成27年10月27日付27総行革行第327号）、東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成27年10月27日付27総行革行第327号）、＜組織名称＞における情報セキュリティ安全管理措置及び情報セキュリティ実施手順による。

第5 ＜組織名称＞において保有個人情報を取り扱う事務

- (1) ＜組織名称＞において保有個人情報を取り扱う事務は、職員又は職員であった者に係る事務のほか、別表のとおりである。
- (2) 保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更又は廃止するときは、条例第5条の規定に基づく届出を行う。

第6 管理体制・個人情報管理責任者の役割

個人情報管理責任者は、以下の安全管理の基準に基づき、保有個人情報の保護について厳重、適正な管理を行う。

（管理体制）

- (1) 個人情報管理責任者は、＜組織名称＞における保有個人情報及び保有個人情報を記録した公文書（以下「保有個人情報等」という。）の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指導する。

（管理状況の点検）

- (2) 保有個人情報等の安全管理を厳格に行うため、個人情報管理責任者は、保有個人情報の収集及び利用並びに保有個人情報等の保管及び廃棄の状況（以下「保有個人情報等の管理状況」と

いう。)について、毎年度1回以上、点検を行う。

(是正措置)

(3) 職員は、保有個人情報等の管理状況に関して問題となる事案が発生した場合には、直ちに個人情報管理責任者に報告し、個人情報管理責任者は、保有個人情報等の管理状況に不適切な点があると認めるときには、直ちに是正措置を講ずる。

(教育研修)

(4) 個人情報管理責任者は、個人情報 が都民の生活に直接かかわる大切な財産であることを認識し、職員に対して、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理等に対する理解と関係規程遵守の徹底が図られるよう必要な啓発その他、教育研修を行う。

(事故対応)

(5) 職員は、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し又は保有個人情報に係る不正アクセス、漏えい、虚偽記載、改ざん若しくは不適正な消去(以下「保有個人情報に係る事故」という。)が発生した場合には、直ちに個人情報管理責任者に報告する。

(6) 個人情報管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事実関係を調査した上で、部及び局における個人情報保護責任者及び生活文化局広報広聴部情報公開課長に報告するとともに、事故の対象となった保有個人情報の本人への対応及び事案の公表等の被害の拡大を防止するための適切な措置を講じる。

(7) 個人情報管理責任者は、前項の措置を講じた後、速やかに事故の原因を調査して再発防止対策を講じるとともに、必要に応じて、これらの内容について部及び局における個人情報保護責任者に報告する。なお、事案の内容、影響等に応じて、その後の経過及び再発防止策等を公表する。

第7 保有個人情報等の安全管理措置

個人情報管理責任者は、保有個人情報に係る事故がないように、次の事項について、所属職員を指導するほか必要な措置を講ずる。

(保管等)

(1) 職員は、退庁時に保有個人情報を記録した公文書を個人情報管理責任者が指示する保管庫等に保管し、必ず施錠しなければならない。また、保管庫等の鍵等は、関係職員以外の者が使用できないよう、安全な場所に保管しなければならない。

(2) 職員は、事務の遂行上必要な場合を除き、保有個人情報等を複製してはならない。

(3) 職員は、保有個人情報を記録した公文書を机上等に放置してはならない。また、関係職員以外の者が保有個人情報を知ることができないよう、常に留意しなければならない。

(保有個人情報等の庁舎外への持ち出し等)

(4) 職員は、原則として、個人情報管理責任者の指示又は許可によらずに、保有個人情報等を庁舎外に持ち出し又は送付(通信回線を利用した送信を含む。以下同じ。)してはならない。

(5) 職員は、保有個人情報等を庁舎外に持ち出す場合には、保有個人情報に係る事故を防止するため、保有個人情報等の運搬に当たり、次の各号を遵守しなければならない。

ア 原則として、盗難又は紛失等を防止することができる形状、機能を持つ鞆などに収納すること

イ 保有個人情報を記録した公文書を常に肌身離さず携帯し、移動経路は必要かつ最小限のものとする

ウ その他個人情報管理責任者が指示した安全対策を講じること

(6) 前項の規定は、庁舎内において保有個人情報等を運搬する場合に準用する。

(7) 庁舎外に持ち出した保有個人情報等を、事務の遂行上やむを得ず、庁舎外で保管する場合、

7B
7C
7D

当該職員は、保有個人情報に係る事故を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(8) 職員は、保有個人情報等を送付する場合には、保有個人情報に係る事故を防止するため、次の各号を遵守しなければならない。

- ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること
- イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること
- ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること
- エ その他個人情報管理責任者が指示した安全対策を講じること

(保有個人情報等の消去又は廃棄)

(9) 個人情報管理責任者は、保有個人情報等が不要となった場合には、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、消去又は廃棄を行う。なお、保有個人情報等の消去又は廃棄を委託して行う場合には、職員が立ち会うなどの方法により、適切に消去又は廃棄したことを確認する。

(保有個人情報の提供時の措置要求等)

(10) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、当該提供先に対して安全確保の措置を要求し、必要があると認めるときは、実地調査等により当該措置状況を確認し、所要の改善要求等を行う。

(11) 個人情報管理責任者は、条例第10条第2項各号に該当する場合を除き、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えて、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

(保有個人情報等の安全管理措置に関する記録)

(12) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を記録した公文書の施錠保管の状況並びに保有個人情報等の庁舎外への持ち出し、送付及び廃棄に関して、別途様式を定め、記録を整備する。

第8 委託に伴う措置

(1) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該契約又は協定（以下「委託契約等」という。）の締結等に当たり、次の各号に掲げる事項について、取り決めを行う。

ア 取り扱う個人情報が、受託者若しくは指定管理者又は東京都のうちのいずれの保有に属するのか、その範囲を明らかにする事項

イ 安全管理、秘密の厳守等の受託者又は指定管理者（以下「受託者等」という。）が保有個人情報保護について遵守すべき事項（通達第8条関係（委託等に伴う措置）で、契約書等に記載することと規定されている事項）

ウ 再委託に関する事項

(2) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を適切に管理する能力を有しないものを受託者等として選定することがないよう、前項に規定する事項について、あらかじめ仕様書等に明記するとともに、必要に応じて職員に調査を行わせる。

(3) 個人情報管理責任者は、保有個人情報を取り扱う事務の再委託について、再委託を受ける者が保有個人情報を適切に管理する能力を有することを確認できた場合に認めるものとする。その場合、保有個人情報の取扱いに係る態様について東京都が十分管理できるよう、再委託の内容及び再委託先等について、東京都の承諾をあらかじめ求める等の適切な再委託先を選定するために必要な措置をとり、その旨を具体的に委託契約書等に明記する。

(4) 個人情報管理責任者は、受託者等が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか、また、受託者が再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っているか等を職員に監督させるなど、受託者等及び再委託を受けた者に対する必要な監督を行う。

(5) 個人情報管理責任者は、受託者等において保有個人情報の消去又は廃棄が行われるときは、

職員が立ち会うなどの方法により、適切に消去又は廃棄したことを確認する。

- (6) 個人情報管理責任者は、受託者等に個人情報記載文書等を搬送する必要がある場合は、保有個人情報に係る事故を防止するための必要な措置を講じる。
- (7) 個人情報管理責任者は、受託者等に個人情報記載文書等を受け渡すときは、授受簿等を定めて職員にその都度受渡しの確認を行わせる。
- (8) 電子情報処理委託については、電子情報処理委託に係る標準特記仕様書（平成27年11月19日付27総行革行第372号）を用い、又は、特記仕様書の事項を委託仕様書に記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日までの間における第4の規定の適用については、同項中「東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成27年10月27日付27総行革行第327号）」とあるのは、「東京都情報セキュリティ対策基準（平成19年8月3日付19総行革行第157号）」とする。

別表（例）

<組織名称>において保有個人情報を取り扱う事務

保有個人情報を取り扱う事務の名称	保有個人情報を取り扱う事務の目的	保有個人情報の対象者の範囲

※ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を除く